



ISO/IEC Directives, Part 2

Principles and rules for the structure and drafting of ISO and IEC documents

Directives ISO/IEC, Partie 2
Principes et règles de structure et de rédaction des documents
ISO et IEC

ISO/IEC 専門業務用指針 第2部

ISO 及び IEC 文書の構成及び作成に 関する原則と規則

英和対訳版（仮）

Seventh edition, 2016
第7版 2016年

この日本語訳は、原本をご利用になる際の参考になるように、ISO 発行の Directives, Part 2 (pdf 版) を原本として、一般財団法人 日本規格協会が便宜的に仮訳したものです。疑義が生じた場合は原本をご確認ください。

また、翻訳文の無断複製・転載等の行為は堅く禁止されておりますのでご注意ください。

翻訳についてお気づきの点がございましたら、日本規格協会・国際標準化ユニット (kokusai3@jsa.or.jp) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

ISO/IEC 原本発行 : 2016-05-01

英和対訳版発行 : 2016-08-XX



COPYRIGHT PROTECTED DOCUMENT

© ISO/IEC 2016

無断複写・複製・転載を禁ず。この電子ファイルは、ISO/IEC文書の作成を目的とする場合に限り、ダウンロードして、複製を作成すること、プリントアウトすることが認められています。これ以外の目的については、発行人の書面による許可なく、このファイル又はその一部を複製することも、“他の記憶媒体に移す”こともできません。

国際標準化機構

Chemin de Blandonnet 8
Case postale 401
CH -1214 Vernier Geneva
電話： +41 22 749 0111
ファックス： +41 22 733 3430
E-mail： central@iso.org
ウェブ： <http://www.iso.org>

国際電気標準会議

3, rue de Varembé
Case postale 131
CH -1211 Geneva 20
電話： +41 22 919 0211
ファックス： +41 22 919 0300
E-mail： inmail@iec.ch
ウェブ： <http://www.iec.ch>

発行国：スイス

目次

	ページ
ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部の序節	v
まえがき	vi
序文	viii
1 適用範囲	1
2 引用文書	1
3 用語及び定義	2
一般原則	5
4 標準化の目的	6
5 原則	6
6 主題の構成と区分け	9
7 規定を表す表現形式	11
8 言語、綴り、略語、形式、及び基本的な参考資料	15
9 数字、数量、単位、及び値	16
10 参照	18
文書の小区分	23
11 名称	24
12 まえがき	26
13 序文	27
14 適用範囲	28
15 引用文書	29
16 用語及び定義	30
17 記号及び略語	36
18 測定及び試験方法	37
19 表示、ラベル及び包装	41
20 附属書	42
21 参考文献一覧	43
本文の構成要素	45
22 箇条及び細分箇条	46
23 リスト	48
24 注記	49
25 例	50
26 脚注	51
27 数式	52
28 図	54
29 表	62

方針.....	66
30 特許権.....	67
31 商標名及び商標の使用.....	67
32 著作権.....	67
33 適合性評価の側面.....	68
34 品質マネジメントシステム、信頼性及びサンプリングの側面.....	69
附属書.....	70
附属書 A (参考) 文書の作者及び編集者に関するチェックリスト.....	71
附属書 B (規定) 数量及び単位.....	73
附属書 C (規定) 国際標準化項目の呼び方.....	76
附属書 D (参考) 参考文献及び原案の情報源.....	82

ISO/IEC 専門業務用指針第2部の序節

まえがき

ISO/IEC専門業務用指針第2部は、ISO/IEC合同専門業務用指針メンテナンスチーム (JDMT) が作成し、ISO技術管理評議会 (ISO/TMB) 及びIEC標準管理評議会 (IEC/SMB) が承認したものである。

このISO/IEC専門業務用指針第2部の第7版は、2011年に発行された第6版に置き換わる。

本版は、旧版に対して主に次の大幅な変更が加えられている。

- a) ISO/IEC専門業務用指針第2部の構造は、より簡単に情報を検索できるように再構成された。できる限り、表現を簡素化し、多くの例を追加した。
- b) “本文書”は、“本国際規格”、“本技術報告書”などを表す一般的な表現として使用されている (3.1.1及び10.6を見よ)。
- c) “適用範囲”、“引用文書”、及び“用語と定義”の箇条は、“引用文書”及び“用語及び定義”の箇条が空白の場合でも一貫性を保つためにすべての文書が必要である。
- d) 文書の作成者及び編集者のチェックリストが附属書Aに追加されている。
- e) 規定の言葉の表現形式の表 (表3から7) において、より多くの例と同等の表現を追加した。表7では、外部の制約に関して、“must”という表現の使用が明確化されている。
- f) “ppm”など言語固有の略語に関する規則は、9.3及び附属書Bで明確化されている。
- g) “一般に入手可能な”文書概念は、10.2で明確化されている。
- h) まえがきにおいて、すべての部をすべて列挙する義務が削除されている。
- i) 適用範囲において、許可事項及び推奨事項は、要求事項と同様、許可されなくなった。
- j) “引用文書”の導入文が修正された (箇条15を見よ)。
- k) “用語と定義”の導入文が修正された (箇条16を見よ)。使用者がオンラインで用語を簡単に検索できるように ISO Online browsing platform (OBP) 及び国際電気標準語彙集 (IEV) の参照が追加された。
- l) 図の箇条 (箇条28を見よ) は、機械図面やフローチャートなど他の種類の図をコメント付きの例と併せて網羅するために拡張された。
- m) 試験方法 (旧6.3.5) は、改訂された (箇条18を見よ)。新しい名称は、“測定及び試験方法”となり、試験方法に関する新しい細分箇条が追加された。
- n) “附属書は、本文で参照されている順番に記載しなければならない”という旧要求事項は削除された。
- o) リストは文又はフレーズで紹介することが望ましいという推奨事項は削除された。
- p) 特許権に関する旧附属書Fは、ISO/IEC専門業務用指針第1部との重複を避けるために削除された。

ISO/IEC専門業務用指針第2部は、国際規格及び関連発行文献 (以下、総称して文書という。3.1.1を見よ) と同じ構造及び原案に沿うことは意図していない。

このISO/IEC専門業務用指針第2部の第7版は、すべての照会原案及び2016年10月2日以降に登録されるすべての最終原案に適用可能である。

ISO及びIECの両組織は、ISO/IEC専門業務用指針に従って文書を作成するためのテンプレート、及びその他のツールの使用に関するガイドを発行している。これらのガイドは、ISOのウェブサイト (<http://www.iso.org>) 及びIECのウェブサイト (<http://www.iec.ch>) で入手できる。

序文

本 ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部の第 7 版は、過去の版が次第に使いにくくなり、特に ISO 及び IEC 文書の原案作成者がたまたま参照する際に使いにくいとの懸念に応えるために作成された。

第 6 版の内容のほとんどは維持するが、より合理的に情報を並べ替えることで一貫性を向上させ、できる限り重複、矛盾、及びあいまいさを取り除くことが決定された。

ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部では、ISO 及び IEC 文書の原案を作成する際の一般的な原則を記載し、明確で正確であいまいさのない文章を作成するために常に適用すべき一定の規則を指定している。これら規則は、各文書が ISO 及び IEC により生み出される一貫性と、相互依存性を備えた膨大な知識に、効果的に寄与するためにも重要である。

ISO 及び IEC により網羅される主題の範囲がかつてなく増加していることは、文書の使用者の範囲が地理的にも期待される技術の専門のレベルと種類の点でも、次第に多様化していることを反映しているためだと認められる。ISO 及び IEC 文書の原案作成者は、意図した使用者の具体的なニーズを認識し、理解しやすいスタイルで記述するよう努めるべきである。特に文書が翻訳される可能性を意識することが重要である。

ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部の適用に関するアドバイスは、必要に応じて ISO 中央事務局及び IEC 中央事務局から受けることができ、問題点に直面した場合は必ず相談すべきである。

1 適用範囲

このISO/IEC専門業務用指針第2部は、国際規格、TS（技術仕様書）及びPAS（公開仕様書）の構成、原則及び規則について記載する。できるだけ、この原則及び規則は、TR（技術報告書）及びガイドにも適用する。特段の必要がない限り、これらの文書区分を総称して文書という。

ISO/IEC専門業務用指針第2部では、発行組織が持つ独自のスタイルによって定まる文書の印刷体裁及びレイアウトについては規定しない。プレゼンテーションについては、ISO/IEC専門業務用指針第2部の適用対象外である。

ISO/IEC専門業務用指針第2部では、ISO及びIEC文書を作成するプロセス及び手順に関する規則については規定しない。これら規則は、ISO/IEC専門業務用指針第1部、及びISO、IEC、及びJTC 1補足指針に記載されている。

2 引用文書

次に掲げる文書は、その内容の一部またはすべてが、この文書の要求事項となる形で文章の中で参照される。発行年が記載されている参照文書については、参照した版を適用する。発行年が記載されていない参照文書については、参照文書の最新版を（すべての追補を含めて）適用する。

ISO 128-30 *Technical drawings – General principles of presentation – Part 30: Basic conventions for views*

ISO 128-34, *Technical drawings – General principles of presentation – Part 34: Views on mechanical engineering drawings*

ISO 128-40, *Technical drawings – General principles of presentation – Part 40: Basic conventions for cuts and sections*

ISO 128-44, *Technical drawings – General principles of presentation – Part 44: Sections on mechanical engineering drawings*

ISO 690, *Information and documentation – Guidelines for bibliographic references and citations to information resources*

ISO 3098, *Technical product documentation – Lettering*

ISO 5807, *Information processing – Documentation symbols and conventions for data, program and system flowcharts, program network charts and system resources charts*

ISO 7000¹⁾, *Graphical symbols for use on equipment – Index and synopsis*

ISO 7001, *Graphical symbols – Public information symbols*

ISO 7010, *Graphical symbols – Safety colours and safety signs – Registered safety signs*

ISO 10241-1, *Terminological entries in standards – Part 1: General requirements and examples of presentation*

ISO 14617（すべての部）, *Graphical symbols for diagrams*

ISO 80000（すべての部）, *Quantities and units*

IEC 60027（すべての部）, *Letter symbols to be used in electrical technology*

IEC 60417²⁾, *Graphical symbols for use on equipment*

¹ <http://www.iso.org/obp> を参照

² <http://std.iec.ch/iec60417> を参照

IEC 60617³⁾, *Graphical symbols for diagrams*

IEC 61082-1, *Preparation of documents used in electrotechnology – Part 1: Rules*

IEC 61175, *Industrial systems, installations and equipment and industrial products – Designation of signals*

IEC 80000 (すべての部), *Quantities and units*

IEC 81346 (すべての部), *Industrial systems, installations and equipment and industrial products – Structuring principles and reference designations*

ISO/IEC Directives, Part 1, *Procedures for the technical work*

ISO/IEC Directives, Part 1, *Consolidated ISO Supplement*

ISO/IEC Directives, *Supplement – Procedures specific to IEC*

Quality management systems – Guidance and criteria for the development of documents to meet needs of specific product and industry/economic sectors, ISO/TC 176⁴⁾

3 用語及び定義

この文書においては、次の用語及び定義を適用する。

ISO及びIECは、下記サイトにおいて標準で使用する用語のデータベースを管理している。

- IEC Electropedia (<http://www.electropedia.org/>)
- ISO Online browsing platform (<http://www.iso.org/obp>)

3.1 文書の種類

3.1.1

文書

ISO または IEC 規格原案または出版物

例：国際規格、技術仕様書、公開仕様書、技術報告書、及びガイド

3.1.2

規格

コンセンサスに基づいて作成され、認められた団体によって承認された文書であり、公衆に繰返し使用されるため、諸活動についての、又はその結果についての規則、指針又は特性を規定し、所定の文脈の中で最も望ましい水準を達成することを目指したものである。

項目への注記1：規格は、科学、技術、経験を集約した結果に基づいたもので、また最適の社会的利益を目指すものであることが望ましい。

[ISO/IECガイド2:2004、定義3.2]

3.1.3

国際規格 (international standard)

国際標準化/規格化組織によって採択された、一般公衆にとって利用可能な規格

[ISO/IECガイド2:2004、定義3.2.1.1]

³ <http://std.iec.ch/iec60417> を参照

⁴ <http://www.iso.org/directives> を参照 (「引用文書」のセクション)

3.1.4

国際規格 (International Standard)

国際的な規格策定組織が ISO 又は IEC である場合の *国際規格*(3.1.3)

3.2 要素

3.2.1

規定要素 (normative elements)

文書の適用範囲を記述する、また規定を定める要素

3.2.2

参考要素 (informative elements)

文書の理解又は使用を助けるために、その内容、背景、又は他の文書との関係について補足情報を示す要素

3.2.3

強制要素 (mandatory element)

文書中に表示することが義務づけられた要素

例：適用範囲の箇条は、強制要素の一例である。

3.2.4

条件付き要素 (conditional element)

文書中に表示する必要性が、その文書の規定事項により決まる内容

例：記号及び略語の箇条は、条件付き要素の一例である。

3.2.5

選択要素 (optional element)

文書の中に含めるか否かを作者が選択できる要素

例：序文は、選択要素の一例である。

3.3 規定 (Provision)

3.3.1

規定 (provision)

記述、指示、推奨事項、または要求事項の形式を取る規定文書の内容の表現

項目への注記 1：これらの形式の規定は、使用する言い回し種類により区別される。たとえば、指示は命令形であり、推奨事項には助動詞“should”が付けられ、要求事項には助動詞“shall”が付けられる。

[SOURCE: ISO/IEC ガイド 2:2004、定義 7.1]

3.3.2

記述事項 (statement)

情報を示す、文書内容の表現

項目への注記 1：表 5 は、文書の制限内において認められる措置を示すのに用いる言葉の表現形式について規定する。表 6 は、可能性又は能力を示す場合に用いる言葉の表現形式について規定する。

3.3.3

要求事項 (requirement)

文書に従うことが要求された場合で、基準からの逸脱が認められない場合の、満たすべき客観的で検証可能なその基準を示す文書内容の表現

項目への注記 1：表 3 は、要求事項に関する言葉の表現形式について規定する。

3.3.4

推奨事項 (recommendation)

必ずしも他の可能性に言及若しくはそれを排除することなく、示唆された選択肢または措置が特に適切と考えられることを示す文書内容の表現

項目への注記1：表3は、推奨事項に関する言葉の表現形式について規定する。

項目への注記2：否定形の場合、推奨事項は、提案されている可能な選択肢または行動が望ましくないが、禁止されていない。

3.3.5

許可事項 (permission)

何かを行う同意または自由（または機会）を示す文書内容の表現

項目への注記1：許可事項は、表5に記載された形式で表現される。

3.3.6

可能性 (possibility)

期待される、または考えられる物質的、物理的、または原因となる結果を示す文書内容の表現

項目への注記1：可能性は、表6に記載された形式で表現される。

3.3.7

能力 (capability)

特定のことを実行または達成するために必要な能力、適性、または資格を示す文書内容の表現

項目への注記1：能力は、表6に記載された形式で表現される。

3.3.8

外部の制約 (external constraint)

規格の規定として示されていない一つまたは複数の法律上の要請または自然の法則等により、文書の使用者に課される制約または義務

項目への注記1：外部の制約は、表7に記載された形式で表現される。

項目への注記2：“must”は、外部の制約が文書の要件であることを意味しない。

3.4

最新技術 (state of the art)

関連の科学、技術及び経験を総合して判断される、製品、プロセス及びサービスに関する、ある時点の、専門能力の到達段階

[ISO/IECガイド2:2004、定義1.4]

一般原則

4 標準化の目的

文書の目的は、国際貿易及びコミュニケーションを支援するため、明瞭かつあいまいさのない諸規定を規定することである。この目的を達成するため、各文書は次の条件を満たさなければならない。

- それらの適用範囲によって規定された範囲で完全性を持つ

注記1 文書に要求事項又は推奨事項を記載する場合、明確に記述するか、又は他の文書について言及する（箇条10を見よ）。

- 一貫性があり、明瞭かつ正確である
- 最新技術に関して入手できるすべての知識を使用して記述する
- 現在の市場の状況を考慮する。

注記2 技術的に実現可能なことと、市場における実際の要求及び利益との間で、緊張状態が生じることがある。

- 将来の技術開発に対する枠組を提供する
- 文書作成に参加しなかった有資格者が理解できる
- 専門業務用指針第2部に準拠する。

文書自体は、それに従う誰に対しても一切の義務を課さない。ただし、たとえば、法律又は文書について言及した契約などにより義務が課される可能性はある。

文書に、契約の要求事項（例：請求、保証、経費負担）及び法律や法定の要求事項を含めてはならない。

5 原則

5.1 計画及び準備

新業務項目の計画及び準備のための規則は、ISO/IEC専門業務用指針第1部に示されている。ISO/IEC専門業務用指針及びISOとIECの補足指針に記載されている規則は、遅延を避けるために原案作成のすべての段階で適用しなければならない。文書又は一連の関連文書をタイムリーに発行できるようにするため、原案作成に着手する前に下記事項を決定しなければならない。

- 意図する構成
- 相互関係
- 主題の構成及び小区分（箇条6を見よ）。

複数の部を有する文書の場合は、意図する部の一覧を（できれば名称と適用範囲を含めて）作成すべきである。

5.2 目的志向アプローチ

項目又は主題のすべての特性を標準化できるわけではなくその必要もない。標準化すべき特性の選択は、文書の目的に応じて決まる（例：健康、安全、環境保護、インターフェイス、互換性、両立性又は相互作用性、及び品種の管理）。製品の機能的分析は、文書に含めるべき特性を特定する上で、助けとなる。

個々の特性の包含内容に関して説明することは許可されているが必要はない。より一般的な背景情報は、序文で示すことができる（箇条13を見よ）。

5.3 地域規格又は国家規格への適用

国際的に受け入れられる適切な特性を選ばなければならない。必要であれば、複数の選択肢を示すことができる（例：法律、気候、環境、経済、社会的条件、貿易形態の違いによる）。

文書の内容は、変更を加えることなく地域規格又は国家規格として適用及び採用できるように記述しなければならない。

国際規格の地域的又は国家的採用に関してはISO/IECガイド21-1、その他の国際的な規格類の地域的又は国家的採用に関してはISO/IECガイド21-2を見よ。

5.4 性能原則

可能な限り、要求事項は、設計あるいは記述的特性としてよりも、性能として表現しなければならない。この原則により技術開発の最大限の自由度が確保され、市場に望ましくない影響を及ぼすリスクが抑えられる（例：革新的なソリューションの制限）。

例
 テーブルに関する要求事項の仕様では異なるアプローチが可能である。
 設計要求事項：テーブルには4本の木製の脚がなければならない。
 性能要求事項：テーブルは、...にさらされたときに、[安定性及び強度の基準]に沿って作らなければならない。

性能原則を採用する場合、重要な特性が不注意で性能要求事項から漏れないように注意を払わなければならない。

必要な性能特性を決定することが不可能な場合、材料又は製品を指定できる。ただし、その場合、“...又は同等の適性を有することが立証されているその他の材料又は製品”という表現を含めることが望ましい。

通常、製造プロセスに関する要求事項は、最終製品に関して行った試験を優先し、省略しなければならない。ただし、製造プロセスに関する言及が必要な分野（例：熱間圧延、押し出し成形）、又は製造プロセスの検査が必要な分野さえも存在する（例：圧力容器）。

ただし、説明又は性能による仕様を選択する際は、熟慮しなければならない。というのは、性能による仕様は、複雑でコストと時間のかかる試験手順につながる可能性があるからだ。

5.5 検証可能性

要求事項は、客観的に検証可能でなければならない。検証可能な要求事項のみ含めなければならない。

“十分に強い”又は“適切な強度”などの表現は、主観的な表現であるため、使ってはならない。

製品の安定性、信頼性、又は寿命については、その主張を程々の短期間内に検証できる試験方法が知られていなければ、規定してはならない。製造者による保証は、そのような要求事項の代わりにはならない。保証条件は、商業的又は契約的な概念であり技術的な概念ではないため、含めてはならない。

5.6 一貫性

個々の文書及び一連の関連文書において一貫性を保つことが望ましい。

- ・ 関連文書の構成及び箇条の番号付けは、できるだけ同一にすることが望ましい。
- ・ 同一規定は同一語法で表現することが望ましい。
- ・ 全体を通して同じ表現を使用することが望ましい。同義語の使用は避けることが望ましい。

一貫性は、文書又は一連の関連文書に関するユーザの理解を助けるために重要である。また、自動文書処理技術及び機械翻訳を使用する際にも重要である。

5.7 重複及び不必要な逸脱の回避

文書の重複は避けることが望ましい。これは特に、試験方法が複数の製品又は製品種類に頻繁に適用できる場合に重要である。

項目又は主題を標準化する前に、作者は、適用可能な標準がすでに存在しないかどうかを確定しなければならない。他の場所に記載された要求事項を呼び起こす必要がある場合、繰り返すのではなく参照を使用する方が望ましい（箇条10を見よ）。

ある試験方法が、2種類以上の製品に適用可能であるか又は適用可能である可能性が高い場合、試験方法そのものに関する文書を1つ作成し、各製品を取り扱った各文書で、（必要となりうる修正を明記し）その試験方法に言及しなければならない。これによって、不必要な逸脱が防止される。

できる限り、1つの項目又は主題に関する要求事項は、1つの文書にまとめることが望ましい。

分野によっては、項目又は主題のグループに適用される一般的な要求事項を規定した文書を作成することが望ましいことがある。

外部の情報源の要求事項を繰り返す必要があると考えられる場合、その情報源を正確に言及しなければならない（10.1を見よ）。

5.8 複数の既存製品寸法がある場合の調整

文書の目的が製品にとって単一の寸法での標準化であるとしても、広く認められた複数の寸法が国際的に使用されている場合、委員会は、代替となる製品寸法をその文書に記載してもよい。ただし、このような場合、次の点を考慮に入れて、代替サイズの数をもっと少なく努力しなければならない。

- ・ “国際的に使用されている”ことは、関係する製品群の国際取引量を基準とするべきであり、国の数又はこれらの国々における生産量を基準としてはならない。
- ・ 合理的に予見できる将来（例：5年以上）において、国際的に使用されそうなサイズだけを文書に含めなければならない。

複数の解決策を国際的に採用する場合は、常にそれらは同じ文書に入れ、異なる代替策の優先順位を記載しなければならない。優先順位の根拠は、文書の序文において説明しなければならない；

委員会の同意が得られ、ISO 又は IEC の運営委員会に許可されている場合は、非優先的数値の使用が許される移行期間を示してもよい。

5.9 文書に規定されていない特性

場合によっては、文書には供給者が自由に選択できる特性のリストが記載されていることがある。選択した特性は、たとえばネーム・プレート、ラベル、または附属文書に明記しなければならない。

ほとんどの種類の複雑な項目に関しては、網羅的な性能要求事項を規定することが非現実的である。その代り、性能データのリストと併せて項目を示すことを求めるのが望ましい。

このアプローチは、健康及び安全性の要求事項の場合は受け入れられない。

特性を列挙している文書で、供給業者又は購入者がその値又は文書では示されていない他のデータを示すことを求められている場合、それらの値をどのように測定し示すかについて規定しなければならない。

6 主題の構成と区分け

6.1 主な小区分の名称

主題の区分及び小区分を指定するために用いる英語及びフランス語の用語は、表1に示すとおりでなければならない。

表1 – 区分けの名称

英語	フランス語	番号付けの例
部 (Part)	(Partie)	9999-1
箇条 (Clause)	(Article)	1
細分箇条 (Subclause)	(Paragraphe)	1.1
細分箇条 (Subclause)	(Paragraphe)	1.1.1
段落 (Paragraph)	(Alinéa)	[番号なし]
附属書 (Annex)	(Annexe)	A

6.2 文書への小区分

文書はきわめて多様であり、主題の区分けに関して普遍的に受け入れられるような規則を定めることはできない。

しかしながら、一般的原則として、個々の文書は、標準化すべき個別の主題について1つの標準または一連の部分の1つとして作成され発行されなければならない。

例1 同じ番号で部 (パート) に分けている理由の例

- 文書が長くなり過ぎる可能性がある。
- 内容的に次の部分と相互に関連している。
- 文書の部分が規制において言及される可能性がある。
- 文書の部分が認定目的の役割を果たすことが意図されている。

このような小区分には、必要に応じて、各部を個別に改訂できるという利点がある。

特に、様々な関係者 (例えば、製造業者、認証機関、立法機関、またはその他の利用者) が、個別に関心を寄せるような対象項目は、できれば文書の部とするか又は個別の文書として、明確に区分しなければならない。

例2 個別の対象項目の例

- 健康と安全性の要求事項
- 性能要求事項
- 保守及び修理要求事項
- 設置規則
- 品質査定

6.3 一連の部の中における主題の区分け

主題を一連の部（パート）に区分けする方法は、次の二つである。

- a) 各部で主題の特定側面を扱い、また各部は独立させることができる。

例 1
 第 1 部：語彙
 第 2 部：要求事項
 第 3 部：試験方法
 第 4 部：...

例 2
 第 1 部：語彙
 第 2 部：高調波
 第 3 部：静電放電
 第 4 部：...

- b) 主題には、共通の側面と特定の側面がある。共通の側面は、第1部で示さなければならない。特定の側面（共通の側面を修正する場合と補足する場合がありますため、独立させることはできない）は、個別の部で示さなければならない。

例 3
 第 1 部：一般要求事項
 第 2 部：熱要求事項
 第 3 部：空気純度要求事項
 第 4 部：音響要求事項

例 4
 第 1 部：一般要求事項
 第 21 部：電気アイロンの特定要求事項
 第 22 部：脱水機の特定要求事項
 第 23 部：皿洗機の特定要求事項

例 5 IEC 文書のみ
 第 1 部：一般要求事項
 第 2-1 部：プラズマディスプレイの要求事項
 第 2-2 部：モニタの要求事項
 第 2-3 部：LCD の要求事項

- b)に記述したシステムを用いる場合、ある部から他の部への参照が有効となるように注意しなければならない。そのためには、次の二つの方法がある。

- ・ 特定の要素を参照する場合は、発行年を付けて参照しなければならない（10.5を見よ）。
- ・ 発行年を付けない参照（10.4を見よ）を使用する場合、担当委員会は、文書の見直し時にそれらの参照された文書を検証しなければならない。

複数の部で構成される文書の各部は、個々の文書で使用されているものと同じ規則に従って原案を作成しなければならない。

各部の番号は、アラビア数字の1から始め、その後にハイフン及び文書番号を付けなければならない。

例6 ISO 9999-1、ISO 9999-2

ISO の場合、各部をさらに区分けすることはできない。IEC の場合、各部は2段階まで区分けできる。11.4の例を見よ。

例7 IEC 60335-2-9

文書を複数の部分に区分する場合、第1部の序文に意図する構造の説明を含めることが望ましい。一連の部を作成する場合、第1部は語彙などの一般的説明のために確保しておくことを検討すること。

一連の部の各部のまえがきでは、発行済みまたは発行が計画されているその他すべての部の名称を参照しても良い。

例8

ISO xxxx シリーズの全リストは、ISO のウェブサイトに掲載されている。
一般的な名称 xxx で発行された IEC xxxx シリーズの全リストは、IEC のウェブサイトに掲載されている。

6.4 個々の文書における主題の区分け

代表的な構成例を、表2に示す。

表2 — テキスト文書の主な区分及びその構成の概要

主な小区分	強制/選択/条件付き
名称	強制
まえがき	強制
序文	選択/条件付き ^a
適用範囲	強制
引用文書	強制 ^b
用語及び定義	強制 ^b
記号及び略語	条件付き
専門的内容 例：試験方法	強制/選択/条件付き
附属書	選択
参考文献一覧	条件付き
^a 13.3を見よ。 ^b 示すべき引用文書または用語がない場合、15.5.1及び16.5.2で示されている序文を使用すること。	

7 規定を表す表現形式

7.1 一般

文書の利用者は、文書への準拠を主張するために自らが満たすべき要求事項を見極めることができなければならない。また、利用者は、選択肢（すなわち、推奨事項、許可事項、可能性、能力）が存在する場合、これら要求事項と他の種類の規定を区別できなければならない。

要求事項、推奨事項、許可事項、可能性、及び能力が明確に区別できるように表現形式に関する規則に従うことが不可欠である。

表3から7の最初の列は、各種の規定を表現するために望ましい表現形式を示している。2つ目の列に示されている同等の表現は、最初のカラムで示されている形式が言語的な理由により使用できない場合にのみ使用しなければならない。

表3から7では単数形のみが示されている。

7.2 要求事項

3.3.3に定められている定義を見よ。

要求事項を表現するためには、表3に示されている表現形式を使用しなければならない。

表3 — 要求事項

表現形式	特定のケースで使用される同等のフレーズまたは表現形式
shall ... (し) なければならない。 ...する。 ...とする。 ...による。	is to is required to it is required that has to only ... is permitted it is necessary needs to
shall not ... (し) てはならない。 ... (し) ない。	it is not allowed [permitted] [acceptable] [permissible] is required to be not... is required that...be not is not to be... need not do not
例1 コネクタは、IEC 60603-7-1に規定されている電気的特性に準拠しなければならない。	
命令形： 命令形は、手順やテスト方法の要件事項を表現するために英語で頻繁に使用される。	
例2 レコーダのスイッチを入れる。	
例3 ...の前に装置を作動させないこと。	
“shall”の代わりに“must”を用いてはならない（文書の要求事項と外部の制約の混同を防ぐため—7.6を見よ）。 禁止の表現に、“shall not”の代わりに“may not”を用いてはならない。	

7.3 推奨事項

3.3.4に定められている定義を見よ。

推奨事項を表現するためには、表4に示されている表現形式を使用しなければならない。

表4 — 推奨事項

表現形式	特定のケースで使用される同等のフレーズまたは表現形式
should ...することが望ましい。 ...すべきである。 ...するのがよい。	it is recommended that ought to
should not ...望ましくない。 ...すべきでない。 ...しないほうがよい。	it is not recommended that ought not to
例 これらコネクタの配線では、IEC 61156で定義されたケーブルのワイヤー及びケーブル直径を考慮することが望ましい。 フランス語では、この文脈で“devrait”を使用してはならない。	

7.4 許可事項

3.3.5に定められている定義を見よ。

許可事項を表現するためには、表5に示されている表現形式を使用しなければならない。

表5 — 許可事項

表現形式	特定のケースで使用される同等のフレーズまたは表現形式
may ... (し) てもよい。 ...差し支えない。	is permitted is allowed is permissible
need not ...する必要がない。 ...しなくてもよい。	it is not required that no...is required
例1 IEC 60512-26-100は、過去にIEC 60603-7-3:2008に認定されたハードウェアの接続に関してIEC 60512-27-100の代わりに使用してもよい。 例2 EPB文書において数量が他のEPB文書へ渡されていない場合、文脈から意味が明らかである限り、1つまたは複数のサブスクリプトを省略してもよい。	
この文脈で、“possible”及び“impossible”は用いない。 この文脈で、“may”の代わりに“can”を用いない。 この文脈で、“may”の代わりに“might”は用いない。 “may”は文書が示す許可 (permission) を表すが、“can”は文書使用者の力量 (ability) 又は文書の使用者が選択できる措置について用いる。 フランス語の“pouvoir”は、許可 (permission) 及び可能性 (possibility) の両者を示すことができる。誤解が生じる恐れがある場合、他の表現を用いるのが適切である。	

7.5 可能性及び能力

3.3.6及び3.3.7に定められている定義を見よ。

可能性及び能力を表現するためには、表6に示されている表現形式を使用しなければならない。

表6 — 可能性及び能力

表現形式	特定のケースに使用される同等のフレーズまたは表現形式
can ...できる。 ...可能である ...可能性がある ...能力がある	be able to there is a possibility of it is possible to
cannot ...できない。 ...不可能である ...可能性がない ...能力がない	be unable to there is no possibility of it is possible to
例1 このコネクタを腐食性大気の使用するとロックの仕組みが故障することがある。 例2 これら測定値は、同じスプレーの異なるセットアップを比較するために使用できる。 例3 計算したエネルギー性能に関しては、E.3で示した逆算のアプローチのみ使用できる。 例4 時間の経過に伴う合計は、連続した読み取り値または異なるタイムスロットの読み取り値と関連付けることができる (例：ピーク時とオフピーク時の比較)。	
この文脈で、“can”の代わりに“may”を用いない。 “may”は文書が示す許可 (permission) を表すが、“can”は文書使用者の力量 (ability) 又は文書の使用者が選択できる措置について用いる。 フランス語の“pouvoir”は、許可 (permission) 及び可能性 (possibility) の両者を示すことができる。誤解が生じる恐れがある場合、他の表現を用いるのが適切である。	

7.6 外部の制約

3.3.6に定められている定義を見よ。

外部の制約は、文書の要求事項ではなく、使用者への参考として示されている。

表7の表現形式は、文書の外部で定義されている制約または義務を示すために使用しなければならない。

表7 — 外部の制約

表現形式	特定のケースに使用される同等のフレーズまたは表現形式
must	
例1 法的要求事項 欧州の法律では、これらの環境において光沢のない保護眼鏡を着用しなければならないと定められている。 例2 自然の法則 回遊性魚類 一生で淡水と海水を必ず移動しなければならない魚類	
“shall”の代わりに“must”を用いてはならない(文書の要求事項と外部の法的義務制約の混同を防ぐため—7.2を見よ)。	

8 言語、綴り、略語、形式、及び基本的な参考資料

8.1 言語の版

文書の異なる言語版は、技術的に同等であり構造的に同一でなければならない。

原案の最初の段階から二カ国語を使用することは、明瞭かつあいまいでない文章を作成するために大きく役に立つ。

正式な言語に加えて別の言語で書かれた文章を含む文書は、まえがきに次の但し書き（空白部分に適宜記入）を含めなければならない。

本文書では、正式な...[ISO または IEC]...言語（英語、フランス語、またはロシア語）で記載された文章に加え、...[語]で文章を記載している。この文章は、... (...) の加盟団体/国内委員会の責任で公開されるものであり、参考のために含まれている。正式な言語で記載された文章のみ、...[ISO または IEC]...の文章とみなすことができる。

8.2 綴りの参考資料

綴りに関して下記の参考資料を提案する。

- ・ 英語については、*The Shorter Oxford English Dictionary*, *The Concise Oxford Dictionary*, *The Collins Concise English Dictionary*, *Webster's New World College Dictionary*, 又は *Chambers Concise Dictionary* ;
- ・ フランス語については、*Dictionnaire Le Robert*, *Dictionnaire Larousse*, 及び *Dictionnaire des difficultés de la langue française* (V. Thomas, Larousse) 。

8.3 組織の名称の綴り及び略語

組織の名称及びその略語は、当該組織により使用されているとおりに英語、フランス語、またはロシア語で記述しなければならない。

8.4 略語

略語の使用は、文書全体を通して一貫していなければならない。

その文書の中で略語のリストを示さない場合は（箇条17を見よ）、その略語が最初に出てくる箇所では用語を略さずに完全に記述し、その後括弧付きで略語を示さなければならない。

例1 ...能動出力光スペクトルのインターフェイス加重二乗平均平方根 (RMS) 幅..

略語は、大文字で各文字の後にピリオドを付けずに記述するのが望ましい。

例2 "RH"は、"relative humidity" (相对湿度) を意味する。

時折、一般的に使用されている略語は、歴史的または技術的理由により、さまざまな形で記述されている。

表示に関するTS（技術仕様書）では、別の要求事項を規定することができる。

8.5 言語のスタイル

使用者が文書を正しく理解して使用できるように、言語のスタイルはできる限り簡単かつ簡潔でなければならない。これは特に母国語がISO及びIECの正式言語に含まれていない場合に重要である。

9 数字、数量、単位、及び値

9.1 数字及び数値の表現

- すべての言語の版において、小数点は行中にカンマを使って表さなければならない。
- 物理的な数量を表現する場合、アラビア数字の後に国際的な単位の記号を使用しなければならない (ISO 80000、IEC 80000、及び IEC 60027 を見よ)。
- 絶対値が 1 未満の数値を十進法で表す場合は、小数点の前にゼロを置かなくてはならない。

例 1 0,001

- 数字は、3桁ごとにまとめ、間に半角スペースを入れる。これは、小数点の後の数字にも適用される。これは、2進数、16進数、年を表す数字、又は規格を表す数字には適用されない。

例 2 23 456 2 345 2,345 2,345 6 2,345 67 2011 年

- 乗算記号 (x) は、数の乗法を表すのに用いる。また、十進法で表したベクトル積及びデカルト積の数値の乗法にも用いなければならない。

例 3 $A = 80 \text{ mm} \times 25 \text{ mm}$

例 4 $l = 2,5 \times 10^3 \text{ m}$

例 5 $\vec{l}_G = \vec{l}_1 \times \vec{l}_2$

- 中黒点 (·) は、ベクトルのスカラー積及び比較の場合のスカラー積を表すのに用いなければならない。中黒記号は、スカラー積及び複合単位にも用いることができる。

例 6 $U = R \cdot I$

例 7 $\text{rad} \cdot \text{m}^2/\text{kg}$

- 乗算記号を省略できる場合がある。

例 8 $4c - 5d$ $6ab$ $7(a + b)$ $3 \ln 2$

- ISO 80000-2 には乗算記号の一覧が示されている。

9.2 数値、寸法、及び公差

9.2.1 一般

数値及び寸法は、最小又は最大として指定しなければならない。公差 (存在する場合) は、あいまいでない方法で指定しなければならない。

例 1 $80 \text{ mm} \times 25 \text{ mm} \times 50 \text{ mm}$ (not $80 \times 25 \times 50 \text{ mm}$)

例 2 $80 \mu\text{F} \pm 2 \mu\text{F}$ or $(80 \pm 2) \mu\text{F}$

例 3 $\lambda = 220 \times (1 \pm 0,02) \text{ W}/(\text{m} \cdot \text{K})$

例 4 $80 \begin{smallmatrix} +2 \\ 0 \end{smallmatrix}$ ($80 \begin{smallmatrix} +2 \\ 0 \end{smallmatrix}$ ではない)

例 5 $80 \text{ mm} \begin{smallmatrix} +50 \\ -25 \end{smallmatrix} \mu\text{m}$

例 6 $10 \text{ kPa to } 12 \text{ kPa}$ ($10 \text{ to } 12 \text{ kPa}$ や $10 - 12 \text{ kPa}$ ではない)

例 7 $0 \text{ }^\circ\text{C to } 10 \text{ }^\circ\text{C}$ ($0 \text{ to } 10 \text{ }^\circ\text{C}$ や $0 - 10 \text{ }^\circ\text{C}$ ではない)

誤解を避けるために、パーセントで表される値の公差は、数学的に正しい方法で記述しなければならない。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 例 8 | 範囲を表現するためには、“63 %から 67 %”と記述する。 |
| 例 9 | 公差のある値を表現するためには、“(65 ± 2) %”と記述する。 |

"65 ± 2 %"の形式は、使用してはならない。

温度は、小数点で区切ることが望ましい。

- | | |
|------|---------------------------|
| 例 10 | 17°15' ではなく、17.25° と記述する。 |
|------|---------------------------|

参考として示す数値又は寸法は、要求事項と明確に区別できる形で記述しなければならない。

9.2.2 許容値

目的によっては、許容値（最大値及び/又は最小値）を規定する必要がある。通常、一つの特性に対して一つの許容値が規定される。広く使用されているカテゴリー又はレベルが複数ある場合は、複数の許容値が必要になる。

ごく限られた地域の要件に基づく許容値は、文書に規定してはならない。

9.2.3 選択値

目的によっては、数値又は一連の数値を選ぶことが出来る。特に品種の管理及びインターフェイスの目的がこれに当たる。数値は、ISO 3 (ISO 17 及び ISO 497 も見よ) に示されている一連の標準数に従って選ぶことができ、又はあるモジュールシステム若しくは他の決定要素に従って選び出してもよい。電気技術分野の場合には、推奨される寸法システムは IEC ガイド 103 に示されている。

他の文書の規定で参照されるような機器又は構成要素のための選択値を規定している文書は、この観点から、基本規格とみなされなければならない。

- | | |
|-----|--|
| 例 1 | 電子技術関係作業に関しては、IEC 60063 があり、抵抗器及びコンデンサのための一連の標準数を規定している。 |
| 例 2 | 化学試験関係では、ISO/TC 48 で作成された実験室用設備のための規格がある。 |

ごく限られた地域の要件に基づく数値は、文書に規定してはならない。何らかの理由で一連の数値を標準化するときは、現存の一連の数値が世界的に活用できるか否かを検討しなければならない。

標準数の使用に当たっては、端数（例えば 3.15）を取り込むときに生じる困難に留意が必要である。標準数は時に不便で又は不必要に高い精度を要求する。そのような場合は、ISO 497 に従って数値を丸めることが望ましい。各国で使うために、異なる数値を導入すること（それによって正確な数値と丸められた数値が同じ文書に含まれる）は避けなければならない。

9.3 量、単位、記号及び符号

- ISO 80000 及び IEC 80000 で定めている国際単位系 (SI) を用いなければならない。
- 数値には単位を示さなければならない。
- 平面角度の度、分、秒の単位記号は、数値の後ろに離さずに記入しなければならない。その他のすべての単位記号は、数値との間にスペースを入れなければならない。
- 数量の記号は、できる限り IEC 60027、ISO 80000、及び IEC 80000 の該当する部分から選択しなければならない。

- ・ ppm など言語固有の略語は、できる限り使用すべきではない。ppm など言語固有の略語を使用する必要がある場合、その意味を説明しなければならない。
- ・ 数学符号及び記号は、ISO 80000-2 に従わなければならない。

数量及び単位のチェックリストとして、附属書 B を使用しなければならない。

10 参照

10.1 目的又は根拠

ISO及びIECが公開している国際規格は、全体が相互に関連しており、整合性を備えた体系となっている。

したがって、本文の特定部分をそのまま繰り返すことはせずに、それを参照することが望ましい。繰り返しは、誤りや一貫性を失う危険を招き、また文書を長くする。しかしながら、本文の特定部分を繰り返すことが必要と思われる場合は、出典を明確に参照しなければならない。

下記を参照できる。

- ・ 文書内の他の部分（例：箇条、表、又は図 - 10.6 を見よ）、又は、
- ・ 他の文書又は出版物（10.2 を見よ）

参照は、下記のいずれかである。

- ・ 参考（箇条 21 を見よ）、又は、
- ・ 規定（箇条 15 を見よ）

参照は、下記のいずれかである。

- ・ 発行年あり（10.5 を見よ）、又は、
- ・ 発行年なし（10.4 を見よ）

例 1

関連する用語を、用語及び定義の箇条に複写することが役に立つことが多く、その場合は出典が示される。

3.1

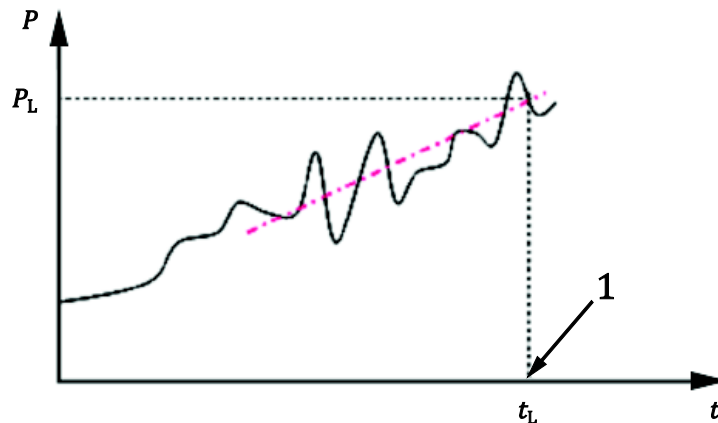
資産

組織にとって潜在的又は実際に価値のある品目、物品、又は実在物

[出典：ISO 55500:2014、3.2.1]

例 2

外部の文書から複写された資料：



キー

1 寿命；保守時間

出典：DISSADO, L.A., FOTHERGILL, J.C., *Electrical Degradation and Breakdown in Polymers*, Peter Peregrins, London, 1992 (著者の許可を得て複製)図 A.6 — 財産と時間の動き、限界値の検知（エンドポイント、 P_L ）、及び保守時間

マネジメントシステム規格に関しては、ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部、統合版 ISO 補足指針の規則が適用される。

10.2 認められている参照文書

原則として、規定としての参照文書は、ISO や IEC により公開されている文書でなければならない。適切な ISO や IEC 文書がない場合、下記の条件が満たされる限り、他の組織により公開されている文書を参照してもよい。

- 参照文書は、幅広く受け入れられ、権威のある位置付けであるとして委員会により認識される。
- 委員会は、参照文書の著者又は出版社（わかっている場合）から参照に関する同意を得ている。
- 著者又は出版社（わかっている場合）は、参照文書を改訂する意図及び改訂が影響を及ぼす点を委員会へ通知することに同意している。
- 文書は、公平、妥当、及び非差別的な取引条件で入手可能である。

参考としての参照は、他の種類の文書に対して行ってもよい。参考としての参照された文書は、参考文献一覧に列挙されなければならない。

ISO 及び IEC の規定としての参照文書は、少なくとも照会段階に到達していなければならない（40.20 DIS 又は CDV）。

委員会は、文書が改訂される際に、全ての参照文書を検証しなければならない。

引用文書としての参照リストに下記のものを含めてはならない。

- 一般に入手可能でない参照文書（ここで言う“一般に入手可能”とは無料又は商業的に妥当かつ非差別的な条件で誰でも入手できる公開文書を意味する）
- 参考資料又は背景資料として参考のためにのみ参照される参照文書

10.3 参照文書の表記

参照文書は、その番号、及び可能であれば発行日及び名称とともに表記しなければならない。

例 1

ISO/TR 12353-3:2013, *Road vehicles – Traffic accident analysis – Part 3: Guidelines for the interpretation of recorded crash pulse data to determine impact severity*
 ISO 14044:2006, *Environmental management – Life cycle assessment – Requirements and guidelines*
 ISO 17101-2:2012, *Agricultural machinery – Thrown-object test and acceptance criteria – Part 2: Flail mowers*
 ISO 14617 (すべての部), *Graphical symbols for diagrams*
 ISO/IEC 17025:2005, *General requirements for the competence of testing and calibration laboratories*
 IEC 61175, *Industrial systems, installations and equipment and industrial products – Designation of signals*

他の参照文書及び情報源（印刷形式、電子形式、その他）に関しては、ISO 690 に定められた関連規則に従わなければならない。

例 2

印刷された本又は小論文：

GREAT BRITAIN. *Data Protection Act 1984*. Schedule 1, c35, Part 1, Clause 7. London: HMSO

電子形式の本又は小論文：

INTERNET ENGINEERING TASK FORCE (IETF). RFC 3979: *Intellectual Property Rights in IETF Technology* [online]. Edited by S. Bradner. March 2005 [viewed 2015-12-21]. (<http://www.ietf.org/rfc/rfc3979.txt>)

印刷されたシリーズ物の出版物への寄稿：

AMAJOR, L.C. The Cenomanian hiatus in the Southern Benue Trough, Nigeria. *Geological Magazine*. 1985, **122**(1), 39-50. ISSN 0016-7568

オンラインのシリーズ物の出版物への寄稿：

STRINGER, John A., et al. Reduction of RF-induced sample heating with a scroll coil resonator structure for solid-state NMR probes. *Journal of Magnetic Resonance* [online]. Elsevier. March 2005, **173**(1), 40-48 [viewed 2015-12-21]. Available at: doi:10.1016/j.jmr.2004.11.015

オンラインでの参照文書の場合、出典を特定及び検索できる十分な情報を示さなければならない。できれば、追跡できるように参照文書の原本を示すことが望ましい。

情報には、参照文書へのアクセス方法及びネットワークアドレスを出典で示されている句読点及び大文字小文字のとおりを含めなければならない（ISO 690 を見よ）

また、参照文書は、参照する側の文書の期待される有効期限までの期間、有効であると期待されることが望ましい。

例 3

ISO/IEC Directives, IEC Supplement. International Electrotechnical Commission. Available at

http://www.iec.ch/members_experts/refdocs/

Statutes and directives. International Electrotechnical Commission, ©2004-2010 [viewed 2011-02-09]. Available at

http://www.iec.ch/members_experts/refdocs/

ISO 7000/IEC 60417 [online database], Graphical symbols for use on equipment [viewed 2010-06-14] Available at

<http://www.graphical-symbols.info/equipment/>

URL を記述する場合は、下線の使用を避けること。下線があると、アンダーバー ("_") との区別が困難になる。

例 4

正 :

ISO/IEC Directives, IEC Supplement. International Electrotechnical Commission. Available at
http://www.iec.ch/members_experts/refdocs/

誤 :

ISO/IEC Directives, IEC Supplement. International Electrotechnical Commission. Available at
http://www.iec.ch/members_experts/refdocs/

10.4 発行年を付けない参照

発行年を示さない参照は、下記の場合に行ってよい。

- 完全な文書に対してだけ
- 参照文書の将来のすべての変更を、文書参照の目的で使用できること
- 参照文書は、その文書のすべての追補及び改訂を含むものと理解されること

発行年を付けない参照文書に関して発行日又はダッシュ (10.5 を見よ) を示してはならない。発行年を付けない参照が文書のすべての部を対象である場合、規格番号の後に“(all parts)” (すべての部) を付けなければならない。

引用文書の箇条又は参考文献一覧において、発行年を付けない文書を列挙するのに下記の形式を使用すること。

例 1

IEC 60335 (all parts), *Household and similar electrical appliances – Safety*

すべての部を参照

IEC 60335-1, *Household and similar electrical appliances – Safety – Part 1: General requirements*

1つの部を参照

本文では、下記の形式を使用して発行年を付けない文書参照を行うこと。

例 2

“... use the methods specified in ISO 128-20 and ISO 80000-1 ...” ;

“... IEC 60417 を用いなければならない ...”.

10.5 発行年を付けた参照

発行年を付けた参照とは、次のような参照である。

- 特定の版を発行日で示したもの
- 特定の照会原案又は最終原案をダッシュで示したもの

照会又は最終原案を引用文書に載せることは、参照文書が公開前に変更される可能性があるため、潜在的にリスクが高く、載せないことを強く薦める。

発行年を付けた参照の場合、発行年を記載するか、照会又は最終原案の場合は、ダッシュと共に脚注に“Under preparation” (作成中) 等と記載しなければならない。

発行日は年で示すか、その文書又はその文書の要素について同じ年に複数の版が発行された場合は、発行年と発行月 (そして必要であれば日付) で示さなければならない。

参照文書が追補又は改訂される場合、それに対する発行年を付けた引用を更新すべきか否か検証すべきである。

この文脈では、一つの部を独立した文書とみなす。

本文において特定の箇条、細分箇条、表、及び図に対する参照文書は常に発行年を示さなければならない。というのは、将来の版において参照文書内の要素の付番のやり直しが必要になる可能性があるからである。

引用文書の箇条又は参考文献一覧において、発行年を付けた文書を列挙するのに次の形式を用いる。

例 1	
IEC 62271-1:2007, <i>High-voltage switchgear and controlgear – Part 1: Common specifications</i>	規格の発行年を付けた参照
IEC 62271-1:2007/AMD1:2011, <i>High-voltage switchgear and controlgear – Part 1: Common specifications</i>	改訂の発行年を付けた参照 (IEC 規約を使用)

本文において、ISO や IEC の発行物を参照する場合、名称ではなく規格番号を使用する。通常、名称は、引用文書の箇条及び参考文献一覧において完全に記述する。

本文において、文書に対する発行年を付けた参照では下記の形式を使用する。

例 2	
...IEC 60068-1:1988 に示す試験を行う...	発行済文書の発行年を付けた参照
...ISO 1234:—箇条 3 に準拠して...	照会原案又は最終原案の発行年を付けた参照
² 作成中。発行時の段階 : ISO/DIS 1234:2014	
...IEC 64321-4:1996 の表 1 に規定するように...	別の文書の特定の表の発行年を付けた参照
...記号 IEC 60417-5017:2002-10 を使用...	データベース規格内の項目の発行年を付けた参照
...IEC 62271-1:2007/AMD1:2011 に従って...	改訂の発行年を付けた参照 (IEC 規約を使用)

例 3	
発行年を付けた参照と付けない参照の比較	
IEC 61300-2-2 の試験方法を使用しなければならない。	これは完全な文書の参照であり、発行年は付けられていない。
寸法は、IEC 60793-2-50:2012、表 B.1 に準拠しなければならない。	これは参照文書の特定の要素の参照であり、発行年が付けられている。

10.6 文書におけるそれ自体の参照

参照は、ページ番号に対して行ってはならない。というのも、ページ番号は、参照文書が異なる形式で発行されたり、文書が改訂された場合に変わる可能性があるからである。

個々の文書に関しては、“this document” (本文書) の形式を使用しなければならない。

複数の部に分けて公開されている文書の場合、規格番号の後に“(すべての部)”を使用して、シリーズ全体を参照しなければならない。

例
ISO 10300 (すべての部) の公式は、...の孔食抵抗と曲げ強さを計算する統一した方法を確立することを意図している。

このような発行年が付けられていない参照文書は、すべての追補及び改訂が含まれると理解される。

文書の小区分

11 名称

11.1 目的又は根拠

名称は、文書で網羅されている主題の明確かつ簡潔な説明である。その文書の主題を他の文書の主題と明確に区別できるように、なおかつ、不必要な詳細に陥ることのないように起草されている。必要な付加的事項があれば、適用範囲において示されている。

11.2 規定又は参考

名称は、規定要素である。

11.3 強制、条件付き、又は選択

名称は、強制要素である。

11.4 付番及び小区分

名称は、できるだけ短くした個々の要素で構成し、たとえば下記のように全体的要素から特定の要素へと続ける。

- a) その文書が属する全体的分野を示す **導入要素**（この部分はしばしば、当該文書を作成した委員会の名称に基づくことが多い）；
- b) 全体的な分野の中で取り上げられる主要項目を示す **主要素**；
- c) その主要項目についての特定側面を示す、又はその文書と他の文書から、若しくは同じ文書の他の部から区別するための詳細を示す **補足要素**。

3つを超える要素を使用してはならない。主要素は、常に含めなければならない。

例 1	導入要素は、適用分野を示すために必要である。
正：	<i>Raw optical glass–Grindability with diamond pellets–Test method and classification</i>
誤：	<i>Grindability with diamond pellets–Test method and classification</i>

各部の名称は、同じ方法で作成しなければならない。一連の部のそれぞれの名称は、すべて、同じ導入要素（もしあれば）及び主要素を含まなければならないが、各部を明確に区別するため、補足要素はそれぞれ異なるものでなければならない。補足要素の前には、それぞれ、“第...部 (Part ...)”という見出しを付けなければならない。

例 2	
IEC 60947-1	<i>Low-voltage switchgear and controlgear – Part 1: General rules</i>
IEC 60947-2	<i>Low-voltage switchgear and controlgear – Part 2: Circuit-breakers</i>

文書が (IEC において) 小部分に分けられている場合、各小部分内の部は同じ名称でなければならない。

例 3

IEC 61300-1	<i>Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 1: General and guidance</i>
IEC 61300-2-1	<i>Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-1: Tests - Vibration (sinusoidal)</i>
IEC 61300-2-2	<i>Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 2-2: Tests - Mating durability</i>
IEC 61300-3-1	<i>Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-1: Examinations and measurements - Visual examination</i>
IEC 61300-3-2	<i>Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-2: Examination and measurements - Polarization dependent loss in a single-mode fibre optic device</i>

11.5 特定の原則及び規則

11.5.1 適用範囲の非意図的な制限の回避

名称には、その文書の適用範囲を非意図的に制限することを暗示するような詳細を含めてはならない。

11.5.2 言い回し

文書の名称で使用する表現は、一貫性がなければならない。

用語集を扱う文書では、下記の表現を用いなければならない。

- ・ 用語及び定義を含む場合は“語彙 (Vocabulary) ”
- ・ 異なる言語の同等語だけが記載される場合は“同義語一覧 (List of equivalent terms) ”

試験方法を扱う文書では、下記の表現を用いなければならない。

“試験方法 (Test method) ”又は“...の測定 (Determination of ...) ”

下記の表現を用いてはならない。

“試験の方法 (Method of testing) ”、“...の測定方法 (Method for the determination of ...) ”、“...の計測のための試験基準 (Test code for the measurement of ...) ”、“...に関する試験 (Test on ...) ”

名称の中では、IS (国際規格)、TS (技術仕様書)、PAS (公開仕様書)、TR (技術報告書) 又はガイドなど、文書の種類及び属性を示す表示を付けてはならない。

例 1

正:	<i>Workplace air – Guidance for the measurement of respirable crystalline silica</i>
誤:	<i>Workplace air – <u>Technical specification</u> for the measurement of respirable crystalline silica</i>

したがって、“...の国際的試験方法 (International test method for ...) ”、“...に関する TR (技術報告書) (Technical Report on ...) ”などの表現を用いてはならない。

例 2

正:	<i>Test method on electromagnetic emissions – Part 1: [...]</i>
誤:	<i><u>International test method</u> on electromagnetic emissions – Part 1: [...]</i>

“ガイド”と言う表現は、理事会（ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部を見よ）の権限の下で作成された特定の文書を示すため、技術委員会又は小委員会が作成する文書の名称に用いてはならない。“ガイダンス”又は“ガイドライン”などの表現を用いた名称は使用できる（例：“ISO 26000、社会的責任に関するガイダンス”）。

12 まえがき

12.1 目的又は根拠

まえがきでは、下記に関する情報を提供する。

- ・ 文書の発行の責任組織
- ・ 文書を作成した委員会
- ・ 文書が作成された手順及び規則
- ・ 議決プロセス
- ・ 法律に基づく但し書き
- ・ 現文書と他の文書との関係

12.2 規定又は参考

まえがきは、参考要素である。要求事項、許可事項、又は推奨事項を含めてはならない。

12.3 強制、条件付き、又は選択

まえがきは、強制要素である。

12.4 付番及び小区分

まえがきは、付番してはならず、区別してはならない。

12.5 特定の原則及び規則

12.5.1 定型文

まえがきの一般部分は、ISO中央事務局又はIEC中央事務局が提供する定型文である。ここでは、責任組織、文書全体、法的但し書き、及び内容の作成に用いた手順及び規則に関する情報を示す。

12.5.2 特定の文章

まえがきの定型文の後には、委員会の幹事国から提供された特定の文章を続ける。ここには次のうちのできるだけ多くの事項について示さなければならない。

- a) 文書を作成した委員会の称号及び名称（ワーキンググループ及びその他の臨時組織は、まえがきで言及しない）。

例 1

本文書の責任委員会は、ISO/TC 35、塗料及びワックス、小委員会 SC 9、塗料及びワックスの一般的な試験方法

- b) その文書の作成に貢献した他のすべての国際組織の名称；

例 2

国際規格 IEC 82045-2 は、IEC 技術委員会 3：情報の構造、文書、及び図記号により、ISO 小委員会 SC 1：基本的慣習、及び SC 8：ISO 技術委員会の建設文書 10：技術製品文書との協力で作成された。

- c) その文書によって、他の文書を全体的又は部分的に廃止又は置き換える旨の記述、及び前版からの大幅な技術的変更の記述

例 3

ISO 3233-3 の本第 1 版は、ISO 23811:2009 を専門的に改訂し、番号を変更し、下記の変更を加えたものであり、それを廃止し置き換わる。

- 記号は、ISO 3233-1 及び ISO 3233-2 で使用されている記号と調和させた。
- 乾燥フィルムの厚さの判断を追加した。

[...]

- d) その文書と他の文書との関係

例 4

IEC 60704 の本部分は、IEC 60704-1:1997 と併用することが意図されている。

例 5

ISO 7637 シリーズの全リストは、ISO のウェブサイトに掲載されている。

例 6

IEC 60364 シリーズの全リストは、一般的な名称である *低圧電気設置* として発行されており IEC のウェブサイトに掲載されている。

- e) 正規の言語に加えて他の言語の文章が含まれている文書の場合、必要に応じて下記の文章を記載する。

正規の...[ISO 又は IEC]...言語（英語、フランス語、又はロシア語）で記述された文章に加え、本文書では、...[言語]...での文章を示している。この文章は、... (...) に関する加盟組織/国内委員会の責任で参考の目的でのみ発行されている。正規の言語で記述された文章のみ...[ISO 又は IEC]...の文章とみなすことができる。

13 序文

13.1 目的又は根拠

序文では、文書の技術的な内容、及びその作成に至った理由に関する具体的な情報又はコメントを提供する。

13.2 規定又は参考

序文は、参考要素である。要求事項を含めてはならない。

13.3 強制、条件付き、または選択

序文は、選択要素である。文書の作成中に特定の特許権が特定された場合のみ強制である。

13.4 付番及び小区分

序文は、付番付きの小区分を作成する必要がある場合を除き、付番してはならない。付番する場合は0とし、細分箇条は、0.1、0.2のように付番しなければならない。図、表、数式、又は脚注は、1から付番しなければならない。

13.5 特定の原則及び規則

複数の解決策が提示され、文書中に解決策の優先順位を記載する場合には、序文で、その順位の根拠を説明しなければならない。

文書の中で特許権が特定されている場合には、序文中に適切な注意書きを含めなければならない。詳細については、簡条30を見よ。

14 適用範囲

14.1 目的又は根拠

適用範囲は、その文書の主題及び取り扱う側面を明確に定義することにより、その文書又はその文書の特定部分の適用範囲を示す。

必要であれば、文書に含めることが妥当であると推定されるが実際には除外された主題を含めることが望ましい。

例
この国際規格では、...が除外されている。

複数の部に分けられた文書の場合、それぞれの部の適用範囲は、その文書のその部の主題だけを定義しなければならない。

適用範囲は、文献整理用の要約として使用できるような、たとえば要約など簡潔なものにしなければならない。詳しい情報又は背景情報が必要な場合、序文又は附属書に含めなければならない。

14.2 規定又は参考

適用範囲は、規定要素である、要求事項、許可事項、又は推奨事項を含めてはならない。

14.3 強制、条件付き、又は選択

適用範囲は、強制要素である。

14.4 付番及び小区分

適用範囲は、区分けしてもよいが、簡潔なものであるため通常は必要ない。

14.5 特定の原則及び規則

適用範囲は、各文書で 1 回のみ使用され、事実を示す一連の記述として表現しなければならない。

次のような表現形式を用いなければならない。

- “この文書は、
- ...の寸法
 - ...の方法
 - ...の特性
- } について規定する”
- ...のシステム
 - ...の通則
- } を定める”
- ...について指針を示す”
 - ...について用語を定義する”

文書の適用対象についての記述は、次のような文言で始めなければならない。

- “この文書は、...に適用する”
- “この文書は、...に適用されない”

15 引用文書

15.1 目的又は根拠

引用文書の箇条には、文書内で規定として示された文書を参考のために示す。

これら文書の適用に関する情報は、引用文書の箇条ではなく、文書内で示された箇所に記載する。

15.2 規定又は参考

引用文書の箇条は、参考要素である。

参照のリストは、使用者が文書内で引用されている場所を見ることにより、その適用方法を理解し判断できるように分かり易く示す。

15.3 強制、条件付き、又は選択

引用文書の箇条は、引用すべき文書がなくても強制要素である。

15.4 付番及び小区分

引用文書の箇条は、区分けしてはならない。

列挙した参照文書は、付番してはならない。

15.5 特定の原則及び規則

15.5.1 導入文

引用文書は、次の文章で始めなければならない。

次に掲げる文書は、その内容の一部またはすべてが、この文書の要求事項となる形で文章の中で参照される。発行年が記載されている参照文書については、参照した版を適用する。発行年が記載されていない参照文書については、参照文書の最新版を（すべての追補を含めて）適用する。

上記の文言は、複数の部を持つ文書の一つの部にも適用する。

参考文献が存在しない場合、箇条名称の前に下記の表現を含める。

本文書に引用すべき文書は存在しない。

15.5.2 参照

本文で規定として参照された文書のみを引用文書の箇条に列挙しなければならない。

例 1
 下記の場合、参照は規定であり、文書は引用文書の箇条に示さなければならない。
コネクタは、IEC 60603-7-1 に指定された電気特性に準拠しなければならない。
 下記の場合、参照は規定ではなく参考である。文書は、引用文書の箇条ではなく、参考文献一覧に示さなければならない。
これらコネクタの接続では、IEC 61156 に定義されたケーブルの配線及びケーブルの直径を考慮することが望ましい。

表 3 には、参照を規定とするための言葉の表現形式及び表現を示している。

他の文書を参照する場合、“see …”（…を見よ）（通常は参考の意味合いで使用される）などのあいまいな表現を避けること。このような表現を使用すると、要求事項か推奨事項かあいまいになることがある。

例 2
 下記の場合、参照は参考である。
 通信の詳細に関しては、ISO 14063 を見よ。

参照される文書の種類に関しては、10.2 に示している。

参照文書の日付の有無に関しては、10.4 と 10.5 を見よ。

16 用語及び定義

16.1 目的又は根拠

用語及び定義の箇条は、文書で使用されている特定の用語を理解するために必要な定義を定めている。

必要であれば、各用語は、項目への注記として情報（要求事項を含む）を加えて補足できる。

例
3.6
容積基準質量含水率
 蒸発し得る水分の質量を乾燥した材料の容積で除したもの
 項目への注記1：“容積基準質量含水率”を使用する場合、湿った素材からの水の蒸発方法を述べなければならない。

用語集は、独立した用語規格（語彙、学術用語集、又は異なる言語間の同等語リスト）の形式をとってもよいし、又は他の側面をも扱う文書の“用語及び定義”の箇条に含めてもよい。

16.2 規定又は参考

用語及び定義の箇条は、規定要素である。用語の解釈方法が定義されなければならない。

16.3 強制、条件付き、又は選択

用語及び定義の箇条は、用語見出し語がなくても強制要素である。

16.4 付番及び小区分

用語見出し語は付番しなければならない。付番及び構造は、全ての言語で同じでなければならない。

注記：これら付番は、細分箇条の番号とはみなされない。

例1

3 用語及び定義

本文書の目的で、下記用語及び定義が適用される。

ISO及びIECは、下記サイトで用語データベースを標準化して管理している。

- IEC Electropedia (<http://www.electropedia.org/>)
- ISO Online browsing platform (<http://www.iso.org/obp>)

3.1 マネジメントパフォーマンスの指標

MPI

組織の環境パフォーマンスに影響を及ぼすマネジメントの取組みに関する情報を提供するマネジメントパフォーマンスの指標

[出典：ISO 14031:1999、2.10.1]

用語及び定義の箇条を区分けすることは、許可されている。

用語と定義は、概念の階層に従って列挙することが望ましい（つまり体系的な順序）。アルファベット順は最も優先しない順序である。

例2

3 用語及び定義

[...]

3.2 表面特性

3.2.1 摩耗

摩擦力による表面の素材の損失

[...]

3.5 光学特性

[...]

3.5.8 色の保持

色の性能度

注記1：色の保持は、気候により影響されることがある。

利便性のために、記号及び略語を用語及び定義と組み合わせて、たとえば“用語、定義、記号及び略語”など適切な複合的な名称の下で用語、定義、記号及び略語をまとめてもよい。

16.5 特定の原則及び規則

16.5.1 用語見出し語の作成に関する規則

用語見出し語は、ISO 10241-1 に沿って作成されなければならない。細分箇条 16.5 には、これら規則の一部の概要のみが含まれる。用語作成に関する一般的な原則及び規則は、ISO 704 に定められている。

16.5.2 導入文

箇条 3 において特定の用語及び定義を全て指定する場合、下記の導入文を使用すること。

本文書の目的において、下記の用語及び定義が適用される。
ISO及びIECは、下記サイトで用語データベースを標準化して管理している。

- IEC Electropedia (<http://www.electropedia.org/>)
- ISO Online browsing platform (<http://www.iso.org/obp>)

外部の文書を参照する場合、下記の導入文を使用すること。

本文書の目的において、[外部の文書の参照xxx]で定められている用語及び定義が適用される。
ISO及びIECは、下記サイトで用語データベースを標準化して管理している。

- IEC Electropedia (<http://www.electropedia.org/>)
- ISO Online browsing platform (<http://www.iso.org/obp>)

箇条3において特定の用語及び定義が示されている場合、外部の文書の参照に加えて、下記の導入文を使用すること。

本文書の目的において、[外部の文書の参照xxx]で定められている用語及び定義が適用される。
ISO及びIECは、下記サイトで用語データベースを標準化して管理している。

- IEC Electropedia (<http://www.electropedia.org/>)
- ISO Online browsing platform (<http://www.iso.org/obp>)

用語及び定義が示されていない場合、下記の導入文を使用すること。

本文書では用語及び定義を示していない。
ISO及びIECは、下記サイトで用語データベースを標準化して管理している。

- IEC Electropedia (<http://www.electropedia.org/>)
- ISO Online browsing platform (<http://www.iso.org/obp>)

注記：用語及び定義は、細分箇条ではなく用語見出し語のリストで構成されているため、導入文は、ぶら下がり段落ではない（22.3を見よ）。

16.5.3 参照

文書で使用されている用語のみ、用語及び定義の箇条に列挙しなければならない。この規則は、用語が幅広く使用されることを意図した用語規格には適用されない。

16.5.4 用語

文書の適格な使用者が既に知っている一般的な用語は、定義しないことが望ましい。

用語の種類：

- **優先用語**は、特定の概念の主要な用語である。優先用語は、本文全体で使用されている形式であり、ボールド書体で記載される（例外として記号は本文と同じでなければならない）。
- **許容用語**は、優先用語と同様に受け入れられている同義語であり、標準書体で記載される。
- **禁止用語**は、既に使用されなくなったかつての優先用語や、使用しないことを薦める同義語であり、標準書体で記載される。

種類ごとに複数の用語があってもよい。略語又は記号を用語に含めることができる。

例 1	
優先用語	3.1 chart datum
許容用語	chart sounding datum 海図基準
優先用語	3.2 adhesive
禁止用語	DEPRECATED: glue 粘着により素材同士を接着している物質

用語は、小文字で記載しなければならない。大文字、数式、活字記号、及び形式記号（例：句読点、ハイフン、括弧、角括弧、その他のつなぎ文字や区切り文字）及びその文字スタイル（すなわち、フォント、斜体、太字、太字斜体、その他のスタイル）は、用語の正式な記述形式の一部を構成する場合のみ使用しなければならない。

例 2	
括弧の正しい使用：	
bis (dimethylthiocarbamyl) disulfide	括弧は、用語の一部である（化学名）。
括弧の間違った使用：	
integrity (of system)	括弧の中の文字は、用語ではない。

例 3	
同義語の間違った表現：	
live working (work)	括弧を使用して同義語を示すことは間違っている。
同義語の正しい表現：	
live working live work	優先用語及び同義語は、別の行に記述される。

例 4	
大文字の正しい使用：	
Reynolds number	“Reynolds”は、固有名詞であり、大文字で記載される。
大文字の間違った使用：	
Planned outage	“Planned”は、固有名詞ではなく、大文字にする必要はない。

16.5.5 定義

定義は、文脈上、用語に置換できる形式で記述しなければならない。冠詞 (“the”、“a”) で始めてはならないし、ピリオドで終わってはならない。

用語項目ごとに 1 つの定義だけが許可されている。用語で複数の概念を定義する場合、各概念に対して個別に用語見出し語を作成し、定義の前に角括弧に分野を記載しなければならない。

例

2.1.17

die

<押し出し> 成形穴を備えた金属ブロックであり、そこからプラスチック素材が押し出される。

2.1.18

die

<金型> 成形が行われる空洞を囲む部品の組み合わせ

定義する用語を繰り返した循環定義は、認められない。

16.5.6 例

例は、概念を説明するための情報を提供する。例には、要求事項 (“shall”の使用)、文書の使用に不可欠とみなされる情報、例えば指示 (命令形)、推奨事項 (“should”の使用)、又は許可事項 (“may”の使用) を含めてはならない。例は、事実として記述することが望ましい。

用語見出しの例には、“EXAMPLE”と記載し、各用語項目において“1”から順番に付番しなければならない。用語項目の例が一つの場合、付番してはならない。

16.5.7 非言語表現

用語項目には図及び公式を含めてもよい。定義は、公式の形式を取ることができる。ISO 10241-1 を参照せよ。

16.5.8 項目への注記

項目への注記は、本文に組み込まれている注記とは異なる規則を使用しなければならない (箇条 24 を見よ)。たとえば、下記のように用語のデータを捕捉する追加情報を提供する。

- 用語の使用に関する規定 (声明、指示、推奨事項、又は要求事項)
- 数値に適用される単位に関する情報
- 優先される用語として略語を選択した理由の説明

項目への注記は、“項目への注記# : ”として記載し、各用語見出し語ごとに“1”から付番しなければならない。用語項目の“項目への注記”が一つの場合でも付番しなければならない。

例 1

3.1.4

連続尺度

可能な連続値を持つ尺度

例 間隔尺度及び比例尺度

項目への注記 1 : 連続尺度は、“値”をグループ化することにより離散尺度に変換できる。これにより情報の一部が失われることは避けられない。通常、結果の離散尺度は、順序尺度となる。

項目への注記 2 : 尺度の目盛りは、測定システムの限界により悪影響を受けることがある。このような測定限界により、測定値が離散、順序尺度で表されることがある。

[出典 : ISO 3534-2:2006、1.1.4]

例 2

3.6

容積基準質量含水率

蒸発し得る水分の質量を乾燥した材料の容積で除したもの

項目への注記1：“容積基準質量含水率”を使用する場合、湿った素材からの水の蒸発方法を述べなければならない。

16.5.9 出典

用語項目を別の文書から再利用する場合、項目の最後に出典を示さなければならない。出典元の使用項目に変更があった場合、変更内容の説明と共に、それを示さなければならない。用語項目の出典として示される文書は、参考要素である。

例

3.1.2

用語項目

1つの概念 (3.2.1) に関連する用語データ (3.1.3) を含む用語データ集の一部

項目への注記1：ISO 704 の原則及び方法に従って作成された用語項目は、単一言語でも多言語でも同じ構造原則に従っている。

[出典：ISO 1087-1:2000、3.8.2、改訂-項目への注記 1 を追加]

16.5.10 脚注

用語項目への脚注は認められない。

17.3 強制、条件付き、又は選択

記号及び略語の簡条は、条件付き要素である。

17.4 付番及び小区分

記号に付番する必要はない。利便性のために、記号及び略語を用語及び定義と組み合わせて、たとえば“用語、定義、記号、及び略語”の名称の下で用語、定義、記号、及び略語をまとめてもよい。

17.5 特定の原則及び規則

本文で使用されている記号のみを列挙しなければならない。

技術的基準を反映するために特別の順序で記号を列記する必要がある場合を除き、すべての記号は下記の順序で、アルファベット順に列記することが望ましい：

- ・ ローマ字の大文字、小文字の順 (*A*、*a*、*B*、*b*など) ；
- ・ 指数なしの文字、指数付きの文字、数字付きの文字の順 (*B*、*b*、*C*、*C_m*、*C₂*、*c*、*d*、*d_{ext}*、*d_{int}*、*d₁*など) ；
- ・ ローマ字、ギリシャ文字の順 (*Z*、*z*、*A*、*α*、*B*、*β*... *A*、*λ*など) ；
- ・ その他の特殊記号。

18 測定及び試験方法

18.1 目的又は根拠

測定及び試験方法では、特性値を求めるための又は所定の要求事項への適合性を確認するための手順を示す。標準化された試験方法を使用することで結果の比較が可能となる。

測定及び試験方法は、別の簡条として提示したり、要求事項に組み込んだり、添付資料（簡条20を見よ）又は別の部（6.3を見よ）として提示してもよい。測定及び試験方法は、他の複数の文書内で参照される可能性がある場合、別な文書として作成しなければならない。

18.2 規定又は参考

測定及び試験方法は、規定要素である。

18.3 強制、条件付き、又は選択

測定及び試験方法は、条件付き要素である。

18.4 付番及び小区分

測定及び試験方法は、次の順序で分割することができる（該当する場合）：

- a) 原則；
- b) 試薬及び／又は物質（18.5.3を見よ）；
- c) 装置（18.5.4を見よ）；
- d) サンプル及び試験片の調製及び保管；

- e) 手順；
- f) 計算方法及び試験方法の精度、並びにISOでは測定の不確かさを含む、試験結果の表示法；
- g) 試験報告書

健康、安全、又は環境に関する警告が必要な場合、試験方法の関連する内容の隣に配置することが望ましい。一般的な警告は、試験方法の冒頭に配置することが望ましい。

例 1

一般的な警告の例：

警告—IEC 69999 の本部分の使用には、危険な材料、操作、及び機器が含まれていることがある。これは、使用に関わる全ての安全性又は環境的な問題を網羅することを意図していない。規格を適用する前に人体の安全性と健康及び環境に害を与えないように適切な対策を取り、本目的において法律的及び規制的な要求事項を満たすことは、本規格の使用者の責任である。

例 2

具体的な警告の例：

警告—シアン化物溶液は、非常に毒性が高い。吸引を避けるために適切な対策を講じなければならない。これら溶液の処分には注意することが望ましい。

警告—温度が高すぎると高圧と安全バルブの噴出により蒸解溶液において活性及び発熱反応が報じることがある。分析物が失われる可能性もある。

警告—本試験には、高温の装置の取り扱いが含まれる。また、一部の鉄鋼石の場合、サンプルを高温の容器に入れる場合に破損が生じることがある。

警告—本試験で使用される試薬は、非常に腐食性が高く、一部は非常に毒性がある。腐食性が高い試薬だけではなく、高温及び高圧の対策も絶対必要である。

18.5 特定の原則及び規則

18.5.1 一般

試験は、型式試験、性能試験、抜取り試験、定期試験などとして適切に特定しなければならない。

試験の順番が結果に影響を及ぼす場合、試験の順番を文書に記載しなければならない。

要求事項、サンプリング及び試験方法は、相互に関連した製品標準化の要素であり、異なる要素が一つの文書の別の箇条に、又は別の文書に示されても、一つと見なすことが望ましい。

特定のサンプリング方法が必要な場合、試験方法に明記しなければならない。

試験方法を起草する場合は、試験方法一般に関する文書及び、他の文書にある類似の特性を対象とした関連試験を考慮に入れることが重要である。

同レベルの信頼度が得られる範囲で、破壊試験法に代えて非破壊試験法を使用できる場合は、非破壊試験法を選択しなければならない。

試験方法は、ISO/IEC 17025:2005の箇条5に記載された、検証、測定のトレーサビリティ、測定の不確かさの推定に関する方針に適合することが望ましい。他の文書が適用されることがある。たとえばISO/IEC Guide 98-3

(GUM:1995)、ISO/IEC Guide 99 (VIM) である。試験設備に係る要求事項は、ISO/IEC 17025:2005の箇条5に記載された精度と校正に関する規定に適合することが望ましい。

化学的分析法の起草に関するガイダンスに関しては、ISO 78-2を見よ。ISO 78-2の大部分は、化学製品以外の製品の試験方法にも適用できる。

危険物、器具又はプロセスを用いる試験方法を規定する文書には、一般的警告文及び適切な特定警告文を記載しなければならない。望ましい文言に関しては、ISO/IECガイド51を見よ。警告の適切な場所に関しては、ISO 78-2を見よ。

試験方法を規定する文書は、どの種類の試験をも実行すべきという義務を含んではならない。試験方法を規定する文書は、(例：同じ又は別の文書で、条例で、又は契約書類で) 評価を必要としている場合に、単に評価を実施すべきと記載するだけにとどめなければならない。

製品、プロセス又はサービスの適合性評価に関する統計的方法が文書で規定されている場合、文書への適合を示す記載は、母集団又はロットの適合性に関するものだけとする。

文書で、個々の項目のすべてをその文書に従って試験すべきという規定を記載する場合、製品の文書への適合に関する記述は、個々の項目のすべてが試験され、それぞれの項目に対応する要求事項を満たしたこと意味する。

最も一般的な試験方法とは異なる試験方法が使用されている場合、それを最も一般的な試験方法が文書に規定されていない理由にしてはならない。

18.5.2 付番

簡単に相互参照できるように、個々の試薬、物質、及び装置は、1個であっても付番しなければならない。

18.5.3 試薬及び/又は物質

試薬や物質の細分箇条は、文書において用いる試薬及び/又は物質を記載する条件付き要素である。

一般に、試薬及び/又は物質に関する箇条の内容は、選択要素の導入文を含め、一つ又は複数の試薬及び/又は物質を詳述したリストで構成する。

導入文は、相互参照がなされない一般規定を明記する場合だけに用いなければならない。導入文には相互参照されている項目は含めてはならず、下記に示すように個別の項目として列挙しなければならない。

試薬及び/又は物質を詳述したリストは、一連の細分箇条ではなくリストであるため、一般規定について説明する導入文は、22.3で述べているようなぶら下がり段落ではない。

次の例は、用いる表記スタイルを示したものである(原案起草の詳細例については、ISO 78-2を見よ)。

例

3 試薬

認知されている分析等級の試薬と蒸留水、又は同等の純度を持つ水だけを用いる。

3.1 液体洗剤数滴を含むメタノール又は水などの洗浄媒体

18.5.4 装置

装置の細分箇条は、文書で用いる装置のリストを示すもので、条件付き要素である。できる限り、単独の製造業者によって製造された機器は、指定しないことが望ましい。このような機器の入手が容易でない場合、この箇条には、すべての関係者が類似の試験を行うことができるように、機器の仕様を示さなければならない。商標名及び商標の使用については、箇条31を見よ。

装置の箇条の内容は、通常、選択要素の導入文と1つ又は複数の装置のリストで構成される。

導入文は、相互参照がなされない一般規定を明記する場合だけに用いなければならない。相互参照されている項目は、この文章に含めてはならず、下記のように別の項目として示さなければならない。

一般的規定を説明した導入文は、22.3 で説明しているぶら下がり段落ではない。というのは、装置のリストは、一連の細分箇条ではなくリストであるからだ。

下記の例では、使用する表示形式を示している（原案に関するその他の例に関しては、ISO 78-2 を見よ）。

例

A.2 装置

通常の実験室の装置、特に下記の装置

A.2.1 試料分取器: 円錐形の試料分取器又はマルチスロットの試料分取器で構成されている。投与システム付き。例: 図 A.1. に示されているような“Split-it-right”試料分取器

A.2.2 ふるい (直径 1,4 mm の丸い穿孔付き)

A.2.3 ピンセット

A.2.4 メス

A.2.5 塗料ばけ

A.2.6 スチールボウル: 直径 100 mm ± 5 mm (試験サンプルごとに 7 個)

A.2.7 はかり (最も近い 0,01 g まで測定可能)

18.5.5 代替試験方法

ある特性について、適切な試験方法が二つ以上存在する場合、原則としてその中の一つを指定しなければならない。何らかの理由で、複数の試験方法を指定する場合には、疑義又は紛争を解決するため、文書において、仲裁試験方法 (“参考試験方法”と呼ばれることが多い) 方法を明記してもよい。

18.5.6 精度に基づく試験方法の選択

試験方法を選択する場合、評価すべき特性値及び許容範囲に関する方法の精度を考慮すること。

選択した試験方法は、サンプルが指定された要求事項を満たすかどうかを明確に判断できるものでなければならない。

技術的に必要な場合、それぞれの試験方法には、その精度の限度に関する記述を示さなければならない。

18.5.7 試験機器

製品に関する文書を作成するにあたって、別の製品の試験にも使用される可能性が高いある種の試験機器を標準化することが必要になる場合、その機器については、それらの機器を取り扱っている委員会と相談した上で作成される別の文書で取り扱わなければならない。

18.5.8 試験報告書

本箇条では、試験報告書に含めるべき情報を記述する。本箇条では、少なくとも試験の下記の側面に関する情報を要求しなければならない。

- ・ サンプル
- ・ 使用する国際規格 (発行年を含む)
- ・ 使用する方法 (規格に複数の方法が存在する場合)
- ・ 結果 (結果の計算補法を示した箇条に関する言及を含む)
- ・ 手順からの逸脱

- ・ 観察された異常な特徴
- ・ 試験日

19 表示、ラベル及び包装

19.1 目的又は根拠

表示、ラベル及び包装は、製品の製造及び調達に関わる重要事項であり、特に安全性が重要な用途では標準化されたアプローチを必要とする。

19.2 規定又は参考

表示、ラベル及び包装の箇条は、通常は規定要素であるが、例外も存在することがある（例：表示、ラベル及び包装に関して推奨のみが行われる場合）。

19.3 強制、条件付き、又は選択

表示、ラベル及び包装の箇条は、条件付き要素である。

19.4 特定の原則及び規則

19.4.1 一般

表示、ラベル及び包装は、特に消費者製品に関する製品規格の場合に、妥当な限り記載しなければならない補完的な側面である。

必要であれば、表示手段についても規定又は推奨しなければならない。

この要素は、適合性の表示を指定又は推奨してはならない。適合性の表示は、一般的には認証システムに関する規則に基づいて適用されるべきものである—ISO/IECガイド23を見よ。規格作成団体又はその文書に関連する製品の表示に関する情報は、ISO/IEC 17050-1及びISO/IEC 17050-2で提供されている。

安全規格及び安全性に関連する情報は、ISO/IECガイド51提供されている。

この要素は、調達目的に必要な情報を記載した参考附属書によって補完してもよい。

19.4.2 製品の表示、ラベル及び包装に関する要求事項

製品の表示への言及を含む文書では、該当する場合、下記の事項を規定しなければならない：

- a) 製品の識別に使われる表示の内容、たとえば
 - 1) 製造業者（社名及び住所）
 - 2) 供給責任者（商標名、商標又は識別マーク）
 - 3) 製品自体の要素[例えば、製造業者又は供給者の商標、モデル又はタイプ番号、呼称（附属書Cを見よ）]
 - 4) 各種サイズ、カテゴリ、タイプ、グレードの識別記号
- b) そのような表示の表記方法、例えば、該当する場合、プレート（銘板と呼ばれることがある）、ラベル、スタンプ、色、糸（ケーブル状）の使用；
- c) 製品上の、また場合によっては包装上の、表示を付けるべき位置；

- d) 製品のラベル及び/又は包装に関する要求事項（例えば、取扱説明書、危険警告、製造年月日）；
- e) その他、必要となりうる情報。

文書でラベルの貼付を求める場合、その文書は同時に、ラベルの性質及び、そのラベルを製品又はその包装にどのように貼付、添付又は取付けするのかを規定しなければならない。

表示用として明記された記号は、ISO又はIECの発行した関連文書に従わなければならない。

注記：包装に関する文書は、ISO又はIECカタログのICS分類55に示されている。

19.4.3 製品に添付する書類に関する要求事項

文書では、ある種の書類（例：試験報告書、取扱説明書、その他、製品の包装上に表示する情報）を製品に添付するよう求めることができる。これらの書類の内容は、必要に応じて明記しなければならない。

注記：工場、システム、及び機器に関する文書の分類及び指定表示は、IEC 61355-1 に示されている。管理、商取引、及び業界における当該文書の規則は、ICS 分類 01.140.30. に記載されている。

19.4.4 警告通知及び指示

一部の製品規格では、設置者又は使用者向けの警告通知又は指示を製品に添付するしなければならない。設置又は使用に関する要求事項は、製品に適用する要求事項ではないため、シリーズ規格のそれぞれの部もしくはそれぞれの文書に記載しなければならない。

20 附属書

20.1 目的又は根拠

附属書は、文書の本体への追加情報を提供するために使用され、たとえば下記のような複数の理由で作成される。

- ・ 情報又は表が非常に長い場合、それを文書の本体へ組み込むと使用者が混乱してしまうため
- ・ 特殊な情報（例：ソフトウェア、サンプルフォーム、実験室間の試験結果、代替試験方法、表、リスト、データ）と分離するため
- ・ 文書の特定の用途に関する情報を提供するため

20.2 規定又は参考

附属書は、規定又は参考のいずれの要素にもなる。

規定の附属書は、文書本体への追加規格を提供する。

参考の附属書は、文書の使用の理解を助けるための追加情報を提供する。

附属書の位置付け（参考又は規定）は、本文で明確に言及し、附属書の見出しの下で記述しなければならない。

例	
[...]詳しくは、附属書 A を見よ[...]	附属書 A の位置付けは参考
[...]試験方法は、附属書 B の規定に従って実施しなければならない[...]	附属書 B の位置付けは規定

20.3 強制、条件付き、又は選択

附属書は、選択要素である。

20.4 付番及び小区分

各附属書は、“附属書”の後に“A”から順番に大文字を付けた見出しで指定しなければならない（例：“附属書 A”）。附属書の見出しの後ろには、“（規格）”又は“（参考）”、及び名称を記載しなければならない。

例 1	
	附属書 A (参考) サンプルフォーム

附属書は、箇条、細分箇条、段落、及びリストに区分してもよい。

附属書の箇条、細分箇条、表、図、及び数式に与える番号は、その附属書を示す文字の後に続けなければならない。番号は、各附属書で新たに付け直さなければならない。

例 2	
	附属書 A の場合、最初の箇条は、A.1、最初の図は図 A.1、最初の表は表 A.1、最初の数式は数式 (A.1) とする。

20.5 特定の原則及び規則

各附属書は本文で具体的に言及しなければならない。

例	
	“附属書 B に詳しい情報を示す。”； “附属書 C に記載された方法を使用すること”； “図 A.6 を見よ”； “箇条 A.2 では、...について説明する”； “...C.2.5 に指定されたとおり”

21 参考文献一覧

21.1 目的又は根拠

参考文献一覧では、参考の目的で示した文書及びその他の情報源を列挙する。

21.2 規定又は参考

参考文献一覧は、参考要素である。要求事項、許可事項、又は推奨事項を含めてはならない。

21.3 強制、条件付き、又は選択

参考文献一覧は、条件付き要素である。文書内に参考としての参照が存在すれば含めなければならない。

21.4 付番及び小区分

参考文献一覧は、見出しを使って参照文書をグループ化するために区分けしてもよい。この見出しは付番してはならない。

参照文書及び情報源のリストは、付番してもよい。

21.5 特定の原則及び規則

参考文献一覧は、ある場合は、最後の附属書の後に置かれなければならない。

列挙する参照文書及び情報源は、発行年を付けても付けなくてもよい。10.4 及び 10.5 を見よ。

例

下記の場合、参照は規定ではなく参考である。示された文書は、引用文書の箇条ではなく、参考文献一覧に挙げなければならない。

これらコネクタの接続では、IEC 61156 に定義されたケーブルの配線及びケーブルの直径を考慮することが望ましい。
下記の場合、参照は規定であり、示された文書は、引用文書の箇条に挙げなければならない。

コネクタは、IEC 60603-7-1 に指定された電気特性に準拠していなければならない。

本文の構成要素

22 箇条及び細分箇条

22.1 目的又は根拠

箇条及び細分箇条は、文書の内容を区分けする基本的な構成要素である。

22.2 名称

各箇条には名称を付けなければならない。

第1層の各細分箇条（例：5.1、5.2）は、できれば名称を指定することが望ましい。箇条または細分箇条の中での名称の使用は、同じレベルの細分箇条において均一でなければならない。たとえば、10.1に名称があれば、10.2にも名称を付けなければならない。図2は、細分箇条の正しい使用例と間違っただ使用例を示している。

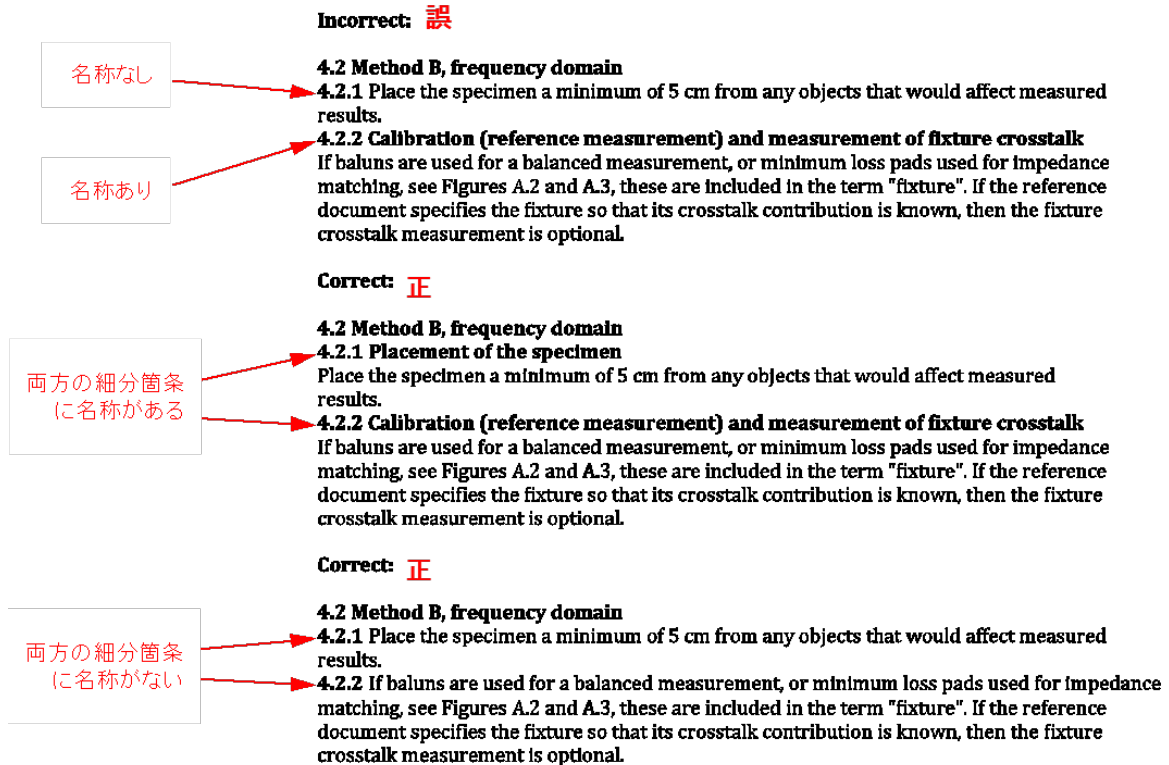


図2 — 細分箇条の名称の正しい使用例と間違っただ使用例

22.3 番号付け、細分箇条、及びぶら下がり段落

22.3.1 付番

各文書又は各部の箇条には、“適用範囲”を1として始まるアラビア数字の番号を付けなければならない(図3を見よ)。

箇条の番号付けは附属書の前まで続き番号とし、附属書は除外しなければならない(箇条20を見よ)。

22.3.2 小区分

細分箇条は、番号付けをした箇条の小区分である。箇条は、第5層目（例えば、5.1.1.1.1、5.1.1.1.2 など）まで続けることができる。

小区分の層が多すぎると使用者が文書を理解することが困難になるため避けることが望ましい。

図3に、区分及び小区分の付番の例を示している。

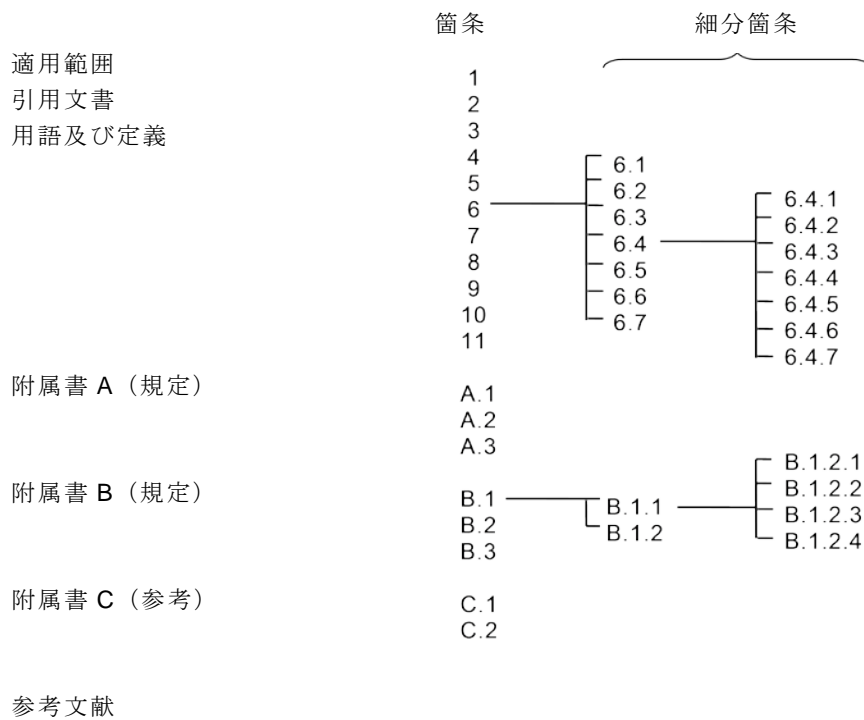


図 3 — 区分及び小区分の付番例

同じ層の細分箇条が二つ以上ない限り、細分箇条は設けてはならない。例えば、“10.2”という細分箇条がない限り、**箇条10**の文章の一部を“10.1”としてはならない。

22.3.3 ぶら下がり段落

図4に示されているような“ぶら下がり段落”は、参照時にあいまいになるので避けなければならない。

図4の例では、5.1及び5.2にある段落も箇条5の一部を構成するため、このぶら下がり段落だけ“箇条5”の段落であると識別することはできない。この問題を避けるためには、番号のない段落を“5.1 一般”（又はその他の相応しい名称）の段落として示し、またそれに対応して（図のように）既存の細分した箇条番号の5.1と5.2を再付番するか、又はぶら下がり段落をどこか別の場所に動かすか、若しくはそれを削除する必要がある。

誤	正
<p>5 認証値の不確実性</p> <p>合計の拡張測定不確かさの計算は... ←ぶら下がり段落</p> <p>5.1 不確かさの見積もり</p> <p>[...]</p>	<p>5 認証値の不確実性</p> <p>5.1 一般</p> <p>合計の拡張測定不確かさの計算は...</p> <p>5.2 不確かさの見積もり</p> <p>[...]</p>

図 4 — ぶら下がり段落の例 (左) とそれを回避する方法 (右)

22.4 参照

箇条及び細分箇条は、特に本文で参照される必要はない。

参照する場合は、例えば、箇条及び細分箇条の参照には下記の参照形式を使用する。

- ・ “箇条 4 に従い、”；
- ・ “4.1.1 に詳しく記載”；
- ・ “箇条 B.2 に示されている要件”；
- ・ “5.3 に記載した方法で...に関する詳しい情報を提供”

23 リスト

23.1 目的又は根拠

リストは、理解を助けるために情報を区分する役割を果たす。

23.2 名称

リストに名称はないが、直前に名称や導入句を付けてもよい。

23.3 付番及び小区分

リストは、付番がある場合もない場合もある。リストは区分けできる。下記の例を見よ。

例 1

定義の記述には、次の基本原則を適用しなければならない。

- a) 定義は、用語と同じ文法形式としなければならない
 - 1) 動詞を定義するには、動詞句を用いなければならない。
 - 2) 単数名詞を定義するには、単数形を用いなければならない。
- b) 望ましい定義構成は、概念が所属するクラスを明示する基本部分と、その概念を、そのクラスの他の要素から区分する特性を述べた別の部分による。

例 2

次の、どのカテゴリーの装置にもスイッチは要求されない。

- 正常運転条件下の電力消費量が 10 W 以下の装置
- 任意の故障条件を与えてから 2 分後に測定したときの電力消費量が 50 W 以下の装置
- 連続運転が意図された装置

例 3

装置の振動は、次によって起こることがある。

- 回転要素の不均衡
- 枠のわずかなゆがみ
- 転がり軸受
- 空気力学的負荷

23.4 参照

リストの目的は、文脈により明確にすることが望ましい。例えば、導入部分または細分箇条の名称は、リストの紹介に役に立つ。リストは、具体的に本文について言及してはならない。

項目を列挙するために相互参照が必要な場合、付番したリストを使用しなければならない。小区分において、付番されたリストの各項目は、固有の番号を持っていなければならない。付番は、新しい箇条または細分箇条ごとに新たに開始しなければならない。

例えば、リストの参照には下記の形式を使用する。

- ・ “3.1 b)に規定されているとおり”
- ・ “B.2 c)に記載されている要求事項”

24 注記

24.1 目的又は根拠

注記は、文書の本文の理解又は使用を支援するために追加情報の提供に使用される。文書は、注記なしにも使用できるものでなければならない。

図の注記の規則に関しては、28.5.4 を見よ。

表の注記の規則に関しては、29.5.1 を見よ。

項目への注記（用語見出し語）は、異なる規則に従うこと。16.5.6 を見よ。

24.2 名称

注記に名称はない。

24.3 付番及び小区分

特定の箇条又は細分箇条において、注記は順番に付番しなければならない。番号は、小区分ごとに開始する。小区分内の注記が一つの場合、付番する必要はない。

24.4 参照

注記は、本文で特に参照する必要はない。

注記を参照する場合、下記の形式を使用すること。

- ・ “7.1 の注記 2 に説明あり”；
- ・ “8.6 の注記 3 を見よ”

24.5 特定の原則及び規則

注記に要求事項（例：“しなければならない”の使用。表 3 を見よ）を含めたり、文書の使用に不可欠とみなされる情報、例えば指示（命令形）、推奨事項（例：“することが望ましい”の使用。表 4 を見よ）又は許可事項（例：“してもよい”の使用。表 5 を見よ）を含めてはならない。注記は、事実として記述することが望ましい。

24.6 例

例 1

注記の正しい使用例：

“各ラベルは、長さ 25 mm から 40 mm の間、幅 10 mm から 15 mm の間としなければならない。”

注記 目盛線を覆い隠すことなく注射器のサイズに大方合うようなラベルのサイズが選択されている“

例 2

注記の間違った使用例：

注記 この文脈では、パートは別の文書として見なされなければならぬ “なければならない” (*shall*) は要求事項になる

注記 代わりに、...の負荷で試験を行う

“このように命令形で指示として表現された“試験を行う”は要求事項になる。

注記 試験所がより大きな組織の一部である場合は、利害が対立する部門が...となる組織構成であることが望ましい...

“望ましい” (*should*) を使った表現は推奨事項になる

それぞれが一つ以上の機能を持つことができる...

“助動詞の“できる” (*may*) を使って表現されており、許可を表す

25 例

25.1 目的又は根拠

例は、文書で示した概念を説明するものである。文書は、例がなくても使えるものでなければならない。

25.2 名称

例に名称は必要ないが、必要に応じて“例”などの箇条又は細分箇条にグループ化できる (25.6の“例”を見よ)。

25.3 付番及び小区分

特定の箇条又は細分箇条において、例には順番に付番しなければならない。細分箇条における例が一つの場合、付番する必要はない。

25.4 参照

例は、文章の中で特に参照する必要はない。

例を参照する場合、下記の参照形式を使用すること。

- ・ “6.6.3 例5を見よ”
- ・ “箇条4の例2には...を列挙している”

25.5 特定の原則及び規則

例に、要求事項 (“shall”を使用) 又は文書の使用に不可欠と考えられる情報、例えば、指示 (命令形を使用)、推奨事項 (“should”を使用)、許可事項 (“may”を使用) を含めないこと。例は事実として記載されるのが望ましい。

25.6 例

例 1

一般モデルは、他の可能な製造オペレーションの分野又は企業内のその他のオペレーションに適用できる。
例：企業は、このモデルを受け入れオペレーションの管理及び関連サービスに適用できる。

例 2

国際規格の国内導入において、国際的な名称は変更せずに使用しなければならない。ただし、国内規格の名称は、説明文と国際規格の番号の間に挿入できる。

例 ネジの国際規格が次の場合

すりわり付きなべ小ねじ ISO 1580-M5 × 20-4,8

国家規格は次のように記述できる

すりわり付きなべ小ねじ VN 4183-ISO 1580-M5 × 20-4,8

VN 4183 が変更なしに ISO 1580 に該当する国家規格を示す場合

26 脚注

26.1 目的又は根拠

脚注は追加情報を提供するものである。文書は、脚注なしに使用可能でなければならない。

図の脚注に関しては、28.5.5を見よ。

表の脚注に関しては、29.5.2を見よ。

26.2 名称

脚注に名称を付けてはならない。

26.3 付番及び小区分

脚注は、文書全体を通して順番に付番しなければならない。通常、脚注の参照はアラビア数字で表す。例外的に、例えば上付きの数字と混乱する可能性がある場合、他の記述方法 (a、b、c など；*、**、*** など；†、‡ など) を使用できる。

26.4 参照

脚注は、本文で参照しなければならない。

例えば、脚注の参照には下記の形式を使用すること。

- ・ ISO 1234:¹ は、...に関する試験方法を列挙している。

¹ 作成中。発行時の段階：ISO/DIS 1234:2014

26.5 特定の原則及び規則

脚注は、用語見出し語とは別に本文のどこにでも記述できる。

脚注に、要求事項 (“shall”)については表3を見よ) 又は文書の使用に不可欠と考えられる情報、例えば、指示 (命令形)、推奨事項 (“should”)については表4を見よ)、許可事項 (“may”)については表5を見よ) を含めてはならない。脚注は事実として記載するのが望ましい。

26.6 例

例 1

C.1.1 はじめに

...TaqMan⁷に基づく多重リアルタイム PCR 法

⁷ TaqMan[®]は、Roche Molecular Systems の登録商標です。この情報は、本規格の使用者の利便性を考慮して提供されており、ISO による製品の推奨を意味するものではありません。同じ結果につながる場合は、同等の製品を使用できます。

例 2

...コネクタに対する塩水噴霧の影響が立証されている^{[2]⁵}。

⁵ 角括弧の数字は、参考文献一覧の番号を示す。

27 数式

27.1 目的又は根拠

数値は、記号を使用して数値間の関係を表現する。

注記：下記のような表記は数式ではない。

$$\frac{V}{\text{km/h}}、\frac{l}{\text{m}} \text{ 及び } \frac{t}{\text{s}} \text{ 又は } V/(\text{km/h})、l/\text{m}、\text{ 及び } t/\text{s}$$

これらは、グラフの軸及び表の欄の見出しで特に役に立つ。

27.2 名称

数式に名称はない。

27.3 付番及び小区分

相互参照の目的が必要な場合、数式は文書の中で付番できる。1から順にアラビア数字を括弧で使用しなければならない。

例 1

$$x^2 + y^2 < z^2$$

(1)

付番は、連続させ、箇条、表、及び図の付番とは区別しなければならない。数式の区分け[例えば(2a)、(2b)など]は認められない。

附属書において数式に付番する場合、附属書ごとにそれを文字の前に付けて付番しなければならない。

例 2

$$x^2 + y^2 < z^2$$

(A.1)

27.4 参照

数式に付番する場合、本文で参照することが望ましい。数式の目的は、例えば命題を示すことにより、文脈的に明確にすることが望ましい。

例えば、数式の参照には下記の形式を使用する。

- ・ “10.1、数式(3)を見よ”
- ・ “A.2、数式(A.5)を見よ”

27.5 特定の原則及び規則

数式は、数学的に正しい形で表さなければならない。

変数は、文字の記号で示さなければならない。“記号及び略語”で示されていない限り、数式に出てくる記号の意味を説明しなければならない。

例 1

$$v = \frac{l}{t}$$

ここで

v は、ある点の均一な動きにおける速度

l は、移動距離；

t は、時間

ただし、一つの文書内では、量とそれに対応する数値に対して、絶対に同じ記号を使用してはならない。例えば、同じ文脈で例1の式及び例2の数式を使用した場合、 $1 = 3.6$ を暗示してしまうが、これは明らかに誤りである。

例外的に数値間で数式を使用する場合、例2の形式に従わなければならない。

例 2

$$v = 3,6 \times \frac{l}{t}$$

ここで

v は、ある点の均一な動きにおける速度を毎時キロメートル (km/h) で表した数値

l は、メートル (m) で表した移動距離の数値

t は、秒 (s) で表した時間の数値

記述的用語及び量の名称を、数式の形を用いて表現してはならない。例えば、イタリック体又は下付き文字で表された数量の名称又は複数文字の略語を、記号の代わりに使用してはならない。

例 3			
正 :	$t_i = \sqrt{\frac{S_{ME,i}}{S_{MR,i}}}$	誤 :	
		$t_i = \sqrt{\frac{MSE_i}{MSR_i}}$	
ここで		ここで	
t_i	は、システム i の統計値	t_i	は、システム i の統計値
$S_{ME,i}$	は、システム i の剰余平均平方	MSE_i	は、システム i の剰余平均平方
$S_{MR,i}$	は、システム i の回帰による平均平方	MSR_i	は、システム i の回帰による平均平方

例 4		
正 :	$\rho = \frac{m}{V}$	誤 :
		$density = \frac{mass}{volume}$

例 5		
正 :	$\dim(E) = \dim(F) \cdot \dim(l)$	誤 :
		$\dim(\text{energy}) = \dim(\text{force}) \cdot \dim(\text{length})$
ここで		又は
E	は、エネルギー	$\dim(\text{energy}) = \dim(\text{force}) \cdot \dim(\text{length})$
F	は、力	
l	は、長さ	

同じ文書で同じ記号を異なる数値を示すために使用することは望ましくない。関連する概念の記号を区別するために、下付き文字が役に立つ場合がある。

単位記号は、数式の中で使用してはならない。

他の例は、付属書 B に示している。

28 図

28.1 目的又は根拠

図は、情報を理解しやすい形で提示するのに最も有効な手段である場合に用いる。

写真及びその他の媒体は、概念を線画で表現することが不可能な場合に限り用いてもよい。

28.2 名称

図の名称は簡潔にすることを推奨する。

28.3 付番及び小区分

28.3.1 図の表記

単独の図は、“図1”としなければならない。この番号は、箇条及び表の番号とは無関係でなければならない。

附属書では、図の付番を付け直し、附属書の文字を数字の前に付けなければならない(例：図A.1)。

図が複数のページにまたがる場合、図の表記を繰り返し、名称(選択要素)と(1/#)を続けると役に立つ場合がある。ここで#は、図が表示されるページの総数である。

例

図 x (1/#)

28.3.2 副図

副図の使用は、文書のレイアウト及びマネジメントが複雑になるため、一般には、可能な限り避けることが望ましい。

図の細区分は、1段階しか認めることはできない。副図は、小文字で表示する。[例えば、図1は、副図a)、b)、c)などで構成することができる]。この以外の1.1、1.2、....、1-1、1-2、....、などの表示形式を使用してはならない。

副図に対する別のキー、注記、及び訳注は、認められない。

例

単位に関する記述	
図面又はイラスト a) 副題名	図面又はイラスト b) 副題名

キー
 文章(要求事項を含む)及び図の注記
 図の脚注

図 x - 名称

28.4 参照

各図は、本文で明確に参照しなければならない。

例えば、図及び副図の参照には下記の形式を使用する。

- “図3は...を示す”;
- “図6b)を見よ”

28.5 特定の原則及び規則

28.5.1 図内容の作成に使用する規格

図内容の作成に関する情報は、下記の規格で示されている。

主題	規格	名称
概要	IEC 61082-1	<i>Preparation of documents used in electrotechnology – Part 1: Rules</i>
図記号	IEC 62648	<i>Graphical symbols for use on equipment – Guidelines for the inclusion of graphical symbols in IEC publications</i>
	IEC 80416-1	<i>Basic principles for graphical symbols for use on equipment – Part 1: Creation of graphical symbols for registration</i>
	ISO/IEC 81714-1	<i>Design of graphical symbols for use in the technical documentation of products – Part 1: Basic rules</i>
線の種類	ISO 128-20	<i>Technical drawings – General principles of presentation – Part 20: Basic conventions for lines</i>
寸法	ISO 129 (すべての部)	<i>Technical drawings – Indication of dimensions and tolerances</i>
寸法及び製品の幾何特性仕様	ISO 1101	<i>Geometrical product specifications (GPS) – Geometrical tolerancing – Tolerances of form, orientation, location and run-out</i>
投影図	ISO 128-30	<i>Technical drawings – General principles of presentation – Part 30: Basic conventions for views</i>
フローチャート及び組織図	ISO 5807	<i>Information processing – Documentation symbols and conventions for data, program and system flowcharts, program network charts and system resources charts</i>

28.5.2 文字記号の選択、字体

一般的に角度及び長さを図中で表すのに用いる文字記号は、ISO 80000-3に従わなければならない。下付き文字は、特定の記号の異なる用い方を区別する必要がある場合に使用できる。

図中で異なる長さを示すには、 l_1 、 l_2 、 l_3 などの一連の記号を用いるものとし、 A 、 B 、 C 又は a 、 b 、 c などとしてはならない。図面で使用される主な記号を下記に示す (ISO 80000-3より)。

表8 – 図面で使用される主な記号 (ISO 80000-3より)

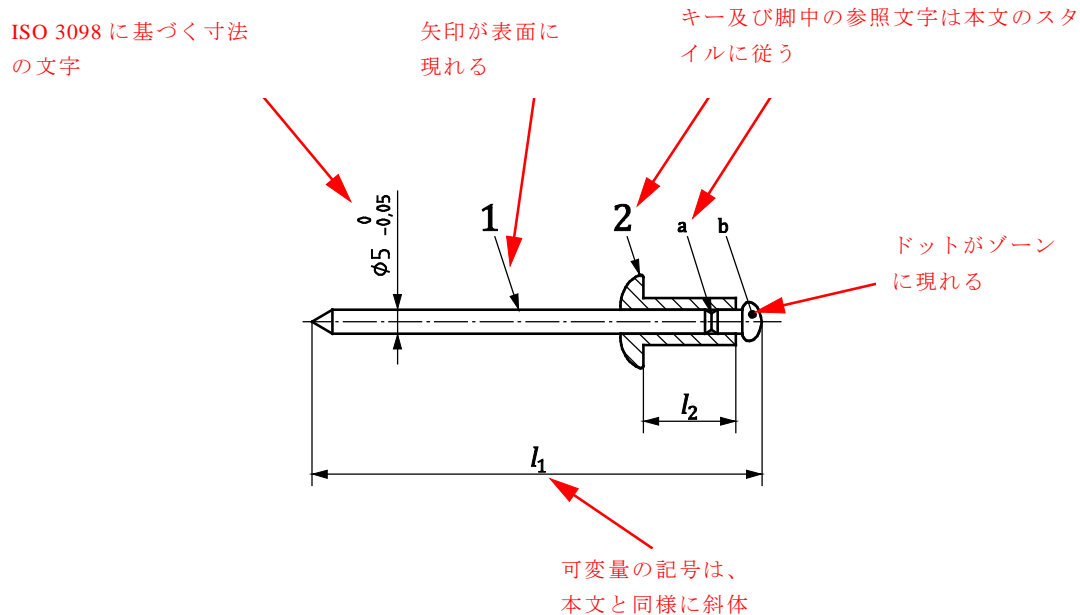
名称	記号
長さ	l, L
幅	b, B
高さ	h, H
厚さ	d, δ
半径	r, R
径方向距離	r_0, ρ
直径	d, D
行程の長さ	s
距離	d, r
デカルト座標	x, y, z
位置ベクトル	\mathbf{r}
変位置量	$\Delta \mathbf{r}$
曲率半径	ρ

技術製品の文書で使用する字体は、ISO 3098シリーズに従わなければならない。斜体（イタリック）文字は、可変の量に用いなければならない。

その他の文字には、すべて立（直立）体を用いなければならない。

量の単位がすべて同じ場合は、適切な表示を図の右上隅に表示しなければならない（例：“寸法：ミリメートル”）。

図5を見よ。



l_1	l_2
50	10,5
70	15
90	19

キー

- 1 マンドレルシャंक
- 2 ブラインドリベット頭

マンドレルは、取付け中にブラインドリベットの末端が変形してシャंकが膨張できるような設計としなければならない。

注記 図#は、タイプAのリベット頭を表したものである。

- a 絶縁部は圧延しなければならない。
- b 一般に、マンドレルヘッドはクロムメッキである。

図5 — 図の要素の説明例

28.5.3 図のキー及びラベル

図は、（ISO 6433 にしたがって）、文章で説明する代わりに、キーの参照又は図の脚注（図 5 を見よ）を使用することにより、翻訳しやすいように言語的に中立としなければならない。

グラフの場合、軸のラベルは、キーの参照を表す数字と軸の値を表す数字の混乱を避けるため、キーの参照で置き換えてはならない。グラフの曲線、直線などのラベルは、キーの参照で置き換えなければならない。

フローチャート及び組織図において、文章による説明は認められる（28.6.4 を見よ）。

28.5.4 図の注記

一つの図に単独の注記しかない場合は、注記の本文一行目のはじめに“注記”と記載しなければならない。図 5 を見よ。同じ図に複数の注記が存在する場合は、“注記”、“注記”、“注記”というように表示しなければならない。注記の番号は、新しい表ごとに連続番号で開始する。

図の注記に、要求事項又はその文書の使用に不可欠と考えられる情報を記載してはならない。表の内容に関する要求事項は、本文中、表の脚注の中、又は表中の段落に示さなければならない。表の注記への言及は必要ない。

28.5.5 図の脚注

図の脚注は、本文の脚注とは無関係に付番しなければならない。

図中の脚注は、“a”で始まる上付き小文字で区別しなければならない。脚注は、同じ上付き小文字を挿入することによって図中で参照しなければならない。図5を見よ。

図中の脚注には、要求事項を含めてもよい。

28.6 図の種類

28.6.1 機械製図

機械製図は、ISO規格（28.5.1に掲載）に従って作成しなければならない。様々な図、詳細及び構成要素又は多重構成品の断面図は、ISO 128-30、ISO 128-34、ISO 128-40、及びISO 128-44にしたがって作成しなければならない。様々な図、詳細及び構成要素又は多重構成品の断面図は、副図として表示してはならない。図6を見よ。

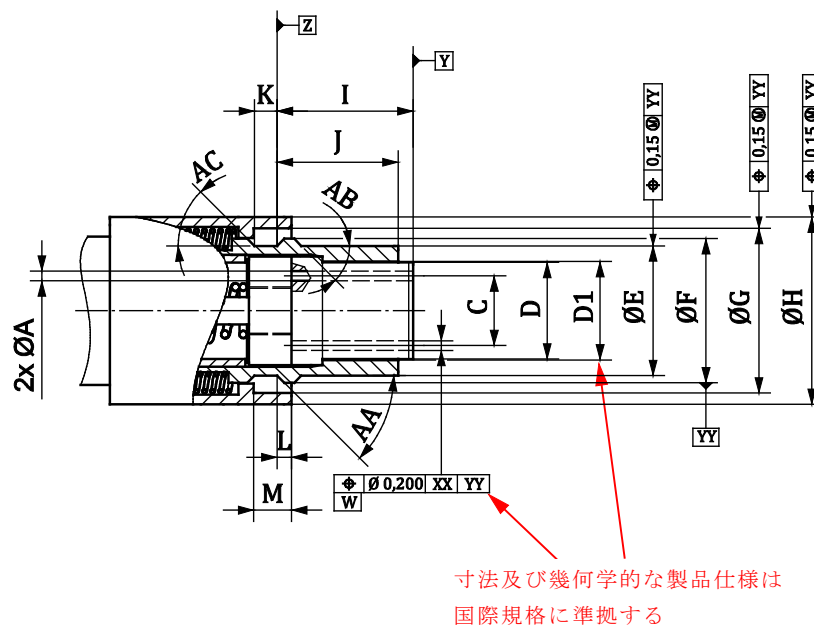


図 6 — 機械製図の例

28.6.2 図記号

機器で使用する図記号は IEC 60417 及び ISO 7000 に準拠しなければならない。案内用図記号は、ISO 7001 に準拠しなければならない。安全標識は、ISO 7010 に準拠しなければならない

一貫性と統一性を保つために、IEC TC 3、IEC SC 3C、及び ISO/TC 145 は、図記号及び安全標識の標準化の責任を負っている。適切な記号又は安全標識が IEC 及び ISO のデータベースに存在しない場合、標準化された記号を登録するために IEC TC 3、IEC SC 3C、及び ISO/TC 145 へ連絡すること。

表 9 は、図記号の分類の概要を示している。

表1 — 図記号の分類

図記号の分類	基本的なメッセージ	場所	デザイン原則	概要	責任担当の委員会
案内用記号	修理又は施設の場所	公共の場所	ISO 22727	ISO 7001	ISO/TC 145/SC 1
安全標識 (記号)	人の安全と健康関連	職場及び公共の場所	ISO 3864-1 ISO 3864-3	ISO 7010	ISO/TC 145/SC 2
製品安全ラベル	人の安全と健康関連	製品	ISO 3864-2 ISO 3864-3	—	ISO/TC 145/SC 2
機器で使用する 図記号	機器関連	機器	IEC 80416-1 ISO 80416-2 IEC 80416-3	ISO 7000 IEC 60417	ISO/TC 145/SC 3 IEC/SC 3C
技術製品資料記号	(製品表示)	技術製品資料 (図面、 ダイアグラムなど)	ISO 81714-1	ISO 14617 IEC 60617	ISO/TC 10/SC 10 IEC TC 3

図 7 を見よ。

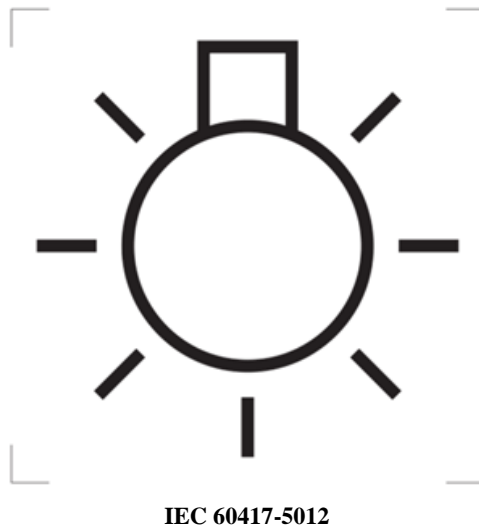
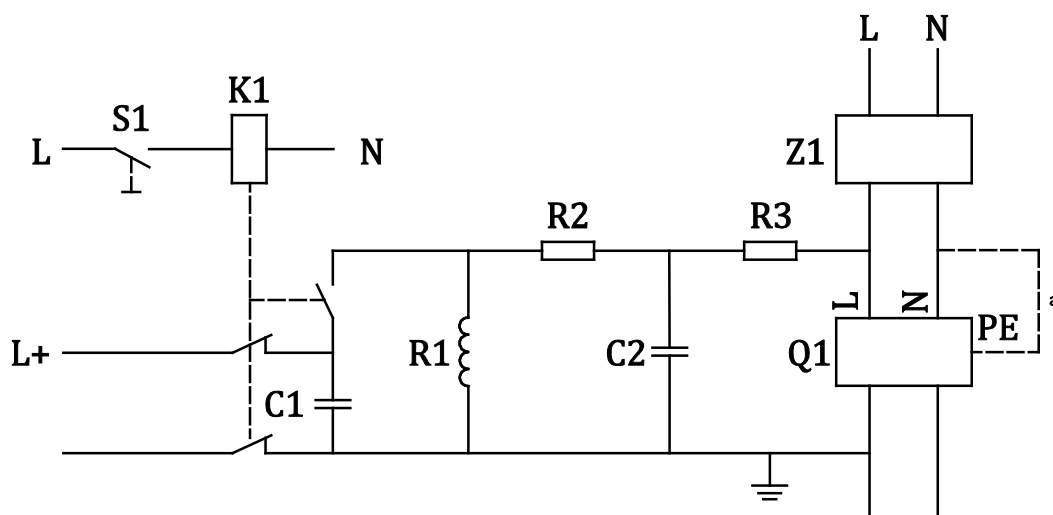


図 7 — 図記号の例

28.6.3 回路図及び接続図

例えば、試験回路などの回路図及び接続図といった回路図は、IEC 61082-1 に従って作成しなければならない。構成図に用いる図記号は、IEC 60617 及び ISO 14617 に従って作成しなければならない。参照指定は IEC 81346 に、また信号指定は IEC 61175 に準拠しなければならない。図 8 を見よ。



キー

コンポーネント

C1 コンデンサ $C = 0,5 \mu\text{F}$

C2 コンデンサ $C = 0,5 \text{nF}$

K1 リレー

Q1 テスト中の RCCB (端子付き : L、N、及び PE)

R1 誘導子 $L = 0,5 \mu\text{H}$

R2 レジスタ $R = 2,5 \Omega$

R3 レジスタ $R = 25 \Omega$

S1 手動制御スイッチ

Z1 フィルタ

^a 検査品に PE 端子が備わっている場合は接続する。

接続及び供給品

L, N 電源 (ニュートラル付き)

L+, L- 検査回路用の DC 電源

図 8 — 回路図の例

28.6.4 フローチャート

フローチャートは、ISO 5807 にしたがって作成しなければならない。図 9 を見よ。

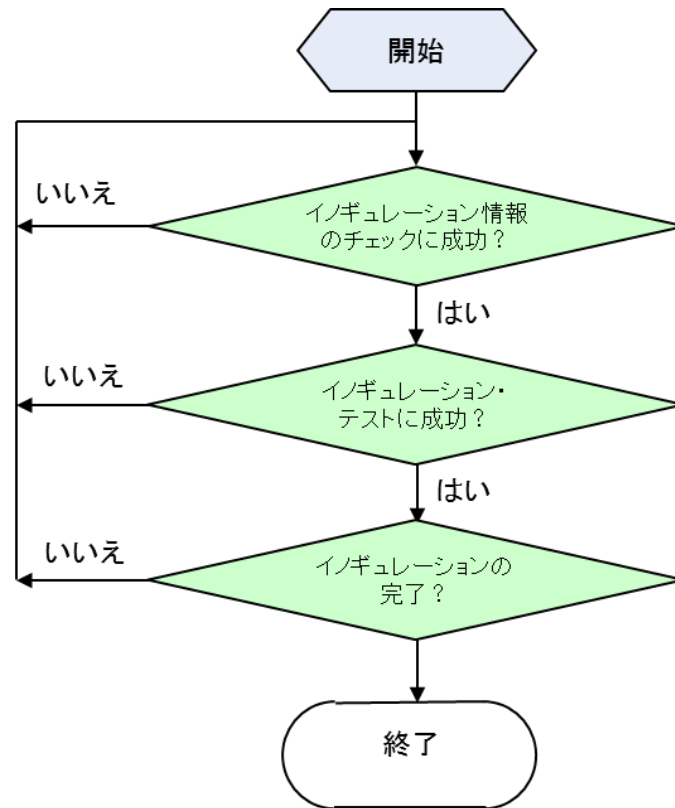


図 9 - フローチャートの例

29 表

29.1 目的又は根拠

表は、情報を理解しやすい形で提示するのに最も有効な手段である場合に用いる。

29.2 名称

表には簡潔な名称を付けることを推奨する。

29.3 付番及び小区分

表には、単独の表の場合は、“表 1”としなければならない。この番号は、箇条及び図の番号とは無関係でなければならない。

さらに細分化すること（例：表 1a）は認められない。表の中に表を作成することは認められない。また、表を副表に細区分することは認められない。

あまりにも多くの情報を 1 つの表に詰め込むよりも、複数の表を作成する方が多い場合が多い。見かけが簡素であるほど良い。

非常に複雑な表が必要な場合、文書へのソフトウェア添付資料として含めると良い場合がある。

附属書ごとに、表の付番を開始し、番号の前に附属書の文字を記載する（例：表 A.1）。

表が複数のページにまたがる場合、続きがあることを示すと使いやすくなる場合がある。

例 1

表 x (続き)

例 2

表 (1/#)

欄の見出し及び単位に関する記述は、1 ページ目以降、すべてのページに繰り返して記載できる。

29.4 参照

各表は、本文で明確に参照しなければならない。

例えば、表の参照において下記の形式を使用する。

- ・ “表 3 には、...を示す”
- ・ “表 B.1 を見よ”

29.5 特定の原則及び規則

29.5.1 表の注記

表の注記は、その表の枠内に配置し、表の脚注より先に記載しなければならない。一つの表に単独の注記しかない場合は、注記の本文一行目の初めに“注記”と記載しなければならない。同じ表に複数の注記が存在する場合は、“注記 1”、“注記 2”、“注記 3”というように表示しなければならない。注記の番号は、新しい表ごとに連続番号で開始しなければならない。

表の注記に、要求事項又はその文書の使用に不可欠と考えられる情報を記載してはならない。表の内容に関する要求事項は、本文中、表の脚注の中、又は表中の段落に示さなければならない。表の注記への言及は必要ない。

29.5.2 表の脚注

表の脚注は、本文の脚注とは区別して付番する。表の脚注は、その表の枠内に配置し、表の一番下の欄に記載しなければならない。

表の脚注は、“a”で始まる上付き小文字によって区別しなければならない。脚注は、同じ上付き小文字によって、表中に表示しなければならない。

表の脚注には、要求事項を含めてもよい。

29.5.3 表のキー

表は、スペースを節約したり、読みやすくするために、単語や参照を略す必要が生じる場合がある。このような略称は、キーで説明しなければならない。表 10 を見よ。

表 10 - キー付きの表の例

データのオブジェクト名	共通データクラス	説明	T	M/O/C
LNName		名称は、IEC 61850-7-2:2010、Clause 22 に従って、クラス名、LN-Prefix、及び LN-Instance-ID で構成しなければならない。		
データオブジェクト				
状況情報				
Op	ACT	到達した操作レベル	T	M
設定				
StrVal	ASG	開始段階の設定地点		C
OpDI Tmms	ING	処理遅延時間[ms]		O
キー				
T : 一時的なデータオブジェクト				
M/O/C : データオブジェクトは、強制 (M)、選択 (O)、又は条件付き (C) のいずれかである。				

29.6 例

例 1

表に表れるさまざまな要素のレイアウト

寸法 (単位 : ミリメートル)

タイプ	長さ	内径	外径
	$l1^a$	d_1	
	$l2$	$d2^{b,c}$	
要求事項を含む段落 注記 1 表の注記 注記 2 表の注記 a 表の脚注 b 表の脚注 c 表の脚注			

例 2

複数の異なる単位がある場合 :

タイプ	線形密度 kg/m	内径 mm	外径 mm

例 3

全ての単位が同じ場合 :

寸法 (単位 : ミリメートル)

タイプ	長さ	内径	外径

例 4

正しい及び間違った表の見出しの例。表のセルを斜めに分割してはならない。

正：

寸法	タイプ		
	A	B	C

誤：

種類 寸法	A	B	C

方針

30 特許権

特許項目に関しては、ISO/IEC専門業務用指針第1部に定義されている規則に従わなければならない。

特許権が文書の作成中に特定された場合、序文に含めなければならない。

31 商標名及び商標の使用

商標名（ブランド名）又は商標（トレードマーク）ではなく、製品の正しい呼称又は記述で示さなければならない。

特定製品の独占権のある商標名又は商標は、それが一般的に用いられている場合でも、できるだけ避けることが望ましい。

例外的に、独占権のある商標名又は商標の使用が避けられない場合は、例えば登録商標を示す記号®（例1を見よ）及び商標を示す記号™の性質を示さなければならない。

例1
“Teflon®”ではなく、“polytetrafluoroethylene (PTFE)”と書く。

文書を正しく適用するために相応しい製品が1つだけであることが分かっている場合、製品の商号又は商標は、文書の中に示すことができるが、例2のように脚注を付けなければならない。

例2
...[製品の商標または商号]は...[供給者]により供給される製品の[商標または商号]である。本情報は、本文書の使いやすさを考慮して記載されるものであり、[ISO または IEC]が本製品を推奨することを意味しない。同じ結果が出ることを示されている場合、同等の製品を使用できる。

製品の特長を詳しく記載することが困難であるため、文書を正しく適用するために市販商品の例を示すことが不可欠であると考えられる場合、例3のように商号又は商標を脚注に記載してもよい。

例3
...[製品の商標または商号]は...市販されている製品の例である。本情報は、本文書の使いやすさを考慮して記載されるものであり、...[ISO または IEC]...が本製品を推奨することを意味しない。

32 著作権

ISO/IEC専門業務用指針第1部が適用される規格の著作権に関しては、ISO及びIECの著作権ポリシーを定めた下記のサイトを参照

- http://www.iso.org/iso/home/standards_development/resources-for-technical-work/data-protection-declaration.htm
- <http://www.iec.ch/about/copyright/>

33 適合性評価の側面

33.1 製品、プロセス、サービス、人、システム、組織に関する要求事項を含む文書

製品、プロセス、サービス、人、システム、組織に関する要求事項を含む文書はすべて、製造業者又は供給業者（第一者）、使用者又は購入者（第二者）、若しくは独立組織（第三者）が適合性を評価できるように“中立性の原則”に従って記述しなければならない。

注記1 第一者、第二者、第三者の適合性評価活動はISO/IEC 17000に定義されている。

注記2 用語としての“文書”は3.1.1に定義されている。

これらの文書には、繰返し及び再現可能な適合性評価結果のために必要な要求事項以外は、適合性評価に関する要求事項を含めてはならない。

製品、プロセス、サービス、人、システム、組織に関する適合性評価の補足要求事項を規定したいと望む委員会は、個別の文書だけにおいて、又は個別の部ごとに独立して適用できる文書の個別の部だけにおいて、それを行ってもよい。委員会は、個別の文書又は個別の部に関する作業に着手する前に、ISO適合性評価委員会 (ISO/CASCO) 若しくはIEC標準管理評議会 (IEC/SMB)、又は該当する場合はその双方による承認を求めなければならない。

IECにおける特定の要求事項については、ISO/IEC専門業務用指針IEC補足指針を見よ。

製品、プロセス、サービス、人、システム、組織に関する要求事項を含む文書では、品質マネジメントシステム規格に依存する適合性を記載してはならない。すなわち、例えば、ISO 9001を引用文書としてはならない。

33.2 適合性評価のスキームとシステム

委員会は、適合性評価のスキーム及びシステムに関する一般要求事項について規定する文書を作成してはならない。このような文書の開発は、ISO政策委員会である適合性評価委員会 (ISO/CASCO) が、IEC適合性評価評議会 (IEC/CAB) と連携して責任を負う。

以下を希望する委員会は、

- a) 適合性評価のスキーム又はシステムの構築の提案をする
- b) 適合性評価組織及びその他の適合性評価の目的に用いるためのシステム若しくはスキーム、又はセクター特有の運用手順について規定する文書を作成する。

その作業に着手する前に、適宜、ISO/CASCO又はIEC CABの事務局に相談して、開発する文書がISO/CASCO又はIEC/CABの承認する適合性評価の方針及び規則に確実に従うようにしなければならない。

33.3 ISO/IEC 適合性評価文書の参照

委員会が、適合性評価システム若しくはスキームに関する文書、又は、適合性評価側面を扱う他の何らかの文書を開発する場合、その文書では、ISO/IEC 17000及びISO/IEC 17025を含む、適合性評価手順に関して発行されている関連ISO/IEC文書を直接引用しなければならない。委員会は、適合性評価手順に関するISO/IEC文書から文章をそのまま転載してもよいが、それらを削除、変更、又は解釈してはならない。委員会は、ISO/IEC適合性評価文書の正しい参照に関して助言を求め、適宜、ISO/CASCO若しくはIEC/CAB又はその双方の事務局に相談しなければならない。追加、削除、変更、又は解釈のすべての要請は、ISO/CASCO及びIEC/CABの事務局に提出し判断を求めなければならない。

34 品質マネジメントシステム、信頼性及びサンプリングの側面

34.1 一般

一般的側面は、ISO/TC 69統計的方法の適用、ISO/TC 176品質管理及び品質保証及びIEC/TC 56ディペンダビリティで取り扱っている。これらの専門委員会が作成した文書を、指針として参照しなければならない。

34.2 業界部門別の方針

ISO又はIECの委員会が、特定の製品又は産業界、経済セクター向けの品質マネジメントシステムの要求事項、又は指針の開発を望む場合、次の規則を尊重しなければならない。

- a) 引用文書をISO 9001全体とするか、又はISO 9001の適用範囲に詳述されている“適用可能性”規定に従って、その箇条又は細分箇条を引用しなければならない。別の方法として、ISO 9001の適用範囲に詳述されている“適用可能性”規定に従って、その箇条又は細分箇条を一言一句たがわずそのまま転記してもよい。
- b) ISO 9001の本文をセクター文書に転記する場合は、当該本文をセクター文書の他の要素と区別しなければならない[d]を見よ]。
- c) ISO 9001に規定されている用語及び定義は規範として参照するか、又は一言一句たがわずそのまま転記しなければならない。
- d) 品質マネジメントシステムにおいて規定する指針及び基準—ISO/TC 176が承認する、特定の製品及び産業／経済セクターのニーズを満たすための文書の開発に関する指針及び基準—は、セクター特有の要求事項又は指針文書の必要性を判断するときだけでなく、文書開発プロセスにおいても考慮にいれなければならない。

このセクターポリシーに関する指針又はISO 9000の用語及び定義、ISO 9001、ISO 9004の解釈に関するすべての要請は、ISO/TC 176の幹事国に提出しなければならない。

附属書

附属書A

(参考)

文書の作者及び編集者に関するチェックリスト

下記のチェックリストは、文書の作者及び編集者を支援するためのツールである。

タスク	査定	完了 <input type="checkbox"/>	コメント
構造	目次の確認 第 1 層の構造は論理的か? 小区分は一貫しているか?		
	ぶら下がり段落 ぶら下がり段落を確認して無くする。		
簡易な表現の使用	文章は明確で簡潔か?		
	文は短いか (句読点を確認) ?		
名称	名称は、一般的な内容から具体的な内容に編成されているか?		
	名称は、意図せずに文書の適用範囲を制限していることはないか?		
	名称は、できる限り明確で簡潔か?		
	名称に 3 個を超える要素が含まれていないことを確認する。		
	複数の部 (パート) がある場合、名称は整理されているか?		
まえがき	文書は改訂版か? 改訂版の場合は、いかなる追補、正誤票、及び前版からの変更リストを含めた改訂記述を挿入すること。		
	原案作成に関与した言及すべき他の組織は存在するか?		
序文	純粹に情報のみの提供であるか?		
	内容を説明するか、又は文書が必要な理由に関する情報を示しているか?		
適用範囲	文書の目的を説明しているか?		
	適用範囲を述べているか?		
	事実だけを述べているか?		
引用文書	引用文書の箇条: 本文で参照されている全ての文書は本当に規定か?		
	これら文書に発行年が入っているか入っていないか?		
	これら文書は、ISO 及び IEC 規格で使用されているか? 使用されていない場合、代わりに使用すべき適切な ISO 及び IEC 規格が存在するか?		
	これら引用文書は一般に入手可能であるか?		
	本文で規定として参照された文書は、箇条 2 に挙げられているか?		

タスク	査定	完了 ☑	コメント
用語及び定義	列挙した用語は、文書内で使用されているか？		
	適切な用語は、用語データベースに存在するか？ – http://www.electropedia.org/ – http://www.iso.org/obp		
	定義は正確に記述されているか？		
図	図の名称は簡潔か？		
	図の付番は正確か？		
	必要な場合、キーが存在するか？		
	全ての図は、本文で参照されているか？		
図記号	記号は、ISO 及び IEC のデータベースから採用したものが使用されているか？ そうでない場合、IEC TC 3、IEC SC 3C、及び ISO/TC 145 へ連絡して標準化された記号を登録すること。		
表	表の名称は簡潔か？		
	表の付番は正確か？		
	全ての表は、本文で参照されているか？		
附属書	本文の中で各附属書が参照されているか？		
	その位置付け（規定又は参考）は正しいか？それは本文において明確にされているか？		
参考文献一覧	一貫したフォーマットであるか？		
	全ての項目は、正確で完全であるか？		
	箇条2に挙げるべき引用文書が含まれてないか？		
	箇条2で挙げられた文書と重複したものがあるか？		
規定の表現	“shall”、“should”、又は“may”が、まえがき、適用範囲、又は注記で使用されていないことを確認する。		
	“shall”が、序文で使用されていないことを確認する。		
	“may”及び“can”は、正しく使用されているか？		
	“must”は、文書内で使用されているか？		
	“must”は、外部の制約を意味するために正確に使用されているか？		
	国／法律の規制遵守を定め要求事項が含まれていないことを確認する。		
潜在的な法律的問題	著作権		
	商標		
	特許		
適合性評価	潜在的な適合性評価の問題が存在するか？		
相互参照	全ての相互参照は正しいか？		
共通の問題	さまざまな数量の記号は、文章及び数式に置いて正しくフォーマットされているか？		
	カンマは、小数点の記号として使用されているか？		
その他の問題			

附属書B

(規定)

数量及び単位

附属書Bは、ISO/IEC専門業務用指針第2部の他の箇所で、又は数量及び単位を扱っている特定のIS（国際規格）で規定されている規則をまとめたものである：

考慮すべき点	説明及び例
小数点記号	小数点記号は、カンマとしなければならない。
認められている単位	<p>IS（国際規格）での使用は、次のものだけに限定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO 8000 及び IEC 80000 の各部分で示されている SI 単位； ISO 80000-1 に示されているように、SI 単位と共に使用される一部の単位で、分 (min)、時 (h)、日 (d)、度 (°)、分 (′)、秒 (″)、リットル (l)、トン (t)、電子ボルト (eV)、統一原子質量単位 (u)； ISO 80000-1 及び ISO 80000-3 に示されているネーパー (Np) 及びベル (B) の単位、並びに、ISO 80000-8 に示されているオクターブの単位； 電気技術及び情報技術用として、IEC 80000-13 に示されている、ボー (Bd)、ビット (bit)、オクテット (o)、バイト (B)、アーラン (E)、ハートレー (Hart)、情報量の自然単位 (nat)、シャノン (Sh)、並びに、ISO 80000-6 に示されているパール (var)。 <p>注記 ほとんどの場合、ISO 80000-3 では記号“L”も規定しているが、一貫性を保つために、IS（国際規格）では“l”だけをリットルに用いる。</p>
単位の記号及び名称の混合	<p>単位記号と単位名を混同しない。</p> <p>例 1</p> <p>正：“kilometres per hour”及び“km/h”誤：“km per hour”及び“kilometres/hour”</p>
数値と単位記号の併記	<p>数字で表記された数値は、単位記号とともに用いる。</p> <p>例 2</p> <p>正：“5 m”誤：“five m”及び“5 metres”</p>
数値と単位記号の間のスペース	<p>角度を示す上付き文字の単位記号を除き、数値と単位記号の間にはスペースを入れなければならない。ただし、度は小数点で表すことが望ましい。</p> <p>例 3</p> <p>5 mm 15 Ω 37 km/h 14 A 115° 27°C 25 K</p>
単項演算子としての+、-、及び±記号の使用	<p>プラス、マイナス、又はプラス・マイナス (±) 記号を単項演算子として使用する場合、記号と数字の間にスペースを入れてはならない。</p> <p>例 4</p> <p>摂氏温度-7°C から+5°C</p> <p>四角形の辺の許容値±5 cm</p>
二項演算子として又は関係を表すための+、-、±、=、>、及び<記号の使用	<p>二項演算子として又は関係を表す (=、<、>) ために記号を使用する場合、両側にスペースがなければならない。</p> <p>例 5</p> <p>5 + 2 5 - 3 n ± 1,6 D < 2 mm > 5 mm</p>

考慮すべき点	説明及び例														
単位の略語	<p>標準化されていない単位記号は用いない。</p> <p>例 6</p> <table border="0"> <tr> <td>正：“s”</td> <td>誤：“sec”</td> </tr> <tr> <td>正：“min”</td> <td>誤：“mins”</td> </tr> <tr> <td>正：“h”</td> <td>誤：“hrs”</td> </tr> <tr> <td>正：“cm³”</td> <td>誤：“cc”</td> </tr> <tr> <td>正：“l”</td> <td>誤：“lit”</td> </tr> <tr> <td>正：“A”</td> <td>誤：“amps”</td> </tr> <tr> <td>正：“r/min”</td> <td>誤：“rpm”</td> </tr> </table>	正：“s”	誤：“sec”	正：“min”	誤：“mins”	正：“h”	誤：“hrs”	正：“cm ³ ”	誤：“cc”	正：“l”	誤：“lit”	正：“A”	誤：“amps”	正：“r/min”	誤：“rpm”
正：“s”	誤：“sec”														
正：“min”	誤：“mins”														
正：“h”	誤：“hrs”														
正：“cm ³ ”	誤：“cc”														
正：“l”	誤：“lit”														
正：“A”	誤：“amps”														
正：“r/min”	誤：“rpm”														
国際的に標準化された単位記号の変更	<p>国際的に標準化された単位記号は、下付き文字のような情報を付加して変更してはならない。</p> <p>例 7</p> <table border="0"> <tr> <td>正：“$U_{\max} = 500 \text{ V}$”</td> <td>誤：“$U = 500 \text{ Vmax}$”</td> </tr> <tr> <td>正：“a mass fraction of 5%”</td> <td>誤：“5% (m/m)”</td> </tr> <tr> <td>正：“a volume fraction of 7%”</td> <td>誤：“7% (V/V)”</td> </tr> </table> <p>% = 0,01 及び‰ = 0,001 などは、“純”数字であることに注意。 単位記号と情報を混同しない。</p> <p>例 8</p> <table border="0"> <tr> <td>正：“the water content is 20 ml/kg”</td> <td>誤：“20 ml H₂O/kg”又は“20 ml of water/kg”</td> </tr> </table>	正：“ $U_{\max} = 500 \text{ V}$ ”	誤：“ $U = 500 \text{ Vmax}$ ”	正：“a mass fraction of 5%”	誤：“5% (m/m)”	正：“a volume fraction of 7%”	誤：“7% (V/V)”	正：“the water content is 20 ml/kg”	誤：“20 ml H ₂ O/kg”又は“20 ml of water/kg”						
正：“ $U_{\max} = 500 \text{ V}$ ”	誤：“ $U = 500 \text{ Vmax}$ ”														
正：“a mass fraction of 5%”	誤：“5% (m/m)”														
正：“a volume fraction of 7%”	誤：“7% (V/V)”														
正：“the water content is 20 ml/kg”	誤：“20 ml H ₂ O/kg”又は“20 ml of water/kg”														
言語固有の略語の使用	できる限り、言語子湯の略語は使用しないことが望ましい。ppm など一般的に使用されている言語固有の用語を使用する場合、その意味を説明しなければならない。														
あいまいな用語の使用	“billion”などのあいまいな用語は使用してはならない。														
単位、量、又は変数記号の記述	<p>単位記号は、常に標準体によらなければならない。</p> <p>量記号は、常にイタリック体によらなければならない。</p> <p>数値記号は、対応する量記号とは違うものにならなければならない。</p> <p>例 9</p> <p>V は、単位ボルトの記号である。U は電圧の記号である。</p>														
下付き文字の記述	量又は変数を示す下付き文字は、イタリック体で印刷される。単語又は固定値を示すその他の下付き文字は、標準体で印刷される。														
数式の記述	量の数式は、数値の数式よりも優先される。というのは、量間の数式は単位の選択とは独立しているが、数値間の数式では独立していないからである。														
"重さ"及び"質量"の使用	<p>“重さ”の量は力（重力）であり、ニュートン（N）という単位で表す。</p> <p>“質量”の量は、キログラム（kg）で表す。</p>														
"unit"という単語の使用	<p>比率を表す量は、分母に“unit”という語を含んではならない。</p> <p>例 10</p> <table border="0"> <tr> <td>正：“mass per length”又は“lineic mass”</td> <td>誤：“mass per unit length”</td> </tr> </table>	正：“mass per length”又は“lineic mass”	誤：“mass per unit length”												
正：“mass per length”又は“lineic mass”	誤：“mass per unit length”														

附属書C

(規定)

国際標準化項目の呼び方

C.1 一般

附属書 C において、“国際標準化項目”とは、具体的な事項（材料又は工業製品など）又は無形の事項（工程又はシステム、試験方法、記号集若しくは表示及び引渡しに関する要求事項などの）を意味する。

ある項目について冗長な記述の代わりに、その項目を識別する簡潔な指定表示を持つと便利な状況が存在する。この例として、文書、カタログ、通信文書、科学技術文献、商品・材料・機器の注文書、展示用又は販売用商品の表示などの参照項目がある。

附属書 C で示されている呼び方システムは、項目に固有の指定を行うために使用しなければならない。この指示は、ある項目に関して迅速かつ明確な記述を伝える。このシステムは、IS（国際規格）、及びこれらの IS（国際規格）と同一内容の地域規格及び国家規格における適用だけを目的としている。したがって、このシステムは、該当する IS（国際規格）の要求事項に適合する項目に関し、国際レベルでの理解を支援する。

注記：この指定表示は、文書の内容すべてに代わるものではない。ある文書が何に関するものであるかを知るためには、その文書を読む必要がある。

呼び方システムは、選択要素を含んでいる文書のそれぞれに、一つの呼び方システムを示す必要はない。ただし、製品及び材料に関する文書では特に有益ではある。指定表示を入れるかどうかの決定権は、委員会にある。

C.2 適用性

C.2.1 各標準化項目には、多くの特性がある。これらの特性に関連する数値は、（酸の体積のような）単一の数値か、若しくは複数の数値のいずれかである。文書において、特性ごとにただ一つの数値だけが規定されている場合は、文書の番号を参照すれば十分であり、その識別においてもあいまいさはない。複数の数値が与えられている場合、使用者は選択を迫られる。この場合、使用者にとっては、文書の番号を参照するだけでは不十分であるから、その範囲の中から必要な一つ又は複数の数値も指定しなければならない。

例

試験方法で使用されている硫酸のモル溶液の量は、単一の値であり選択する必要はない。
ある仕様の皿小ねじの名目の長さ（ミリメートル）は、複数の値があり、選択する必要がある。

C.2.2 ここに述べる呼び方システムは、次の各種の文書に適用してもよい。

a) その文書で定義されている特性に関して、二つ以上の選択の自由がある

例 製品の仕様書中に示されている、代替寸法又は他の諸特性の範囲からの選択；ある製品の所定の特性値を測定するための様々な方法を取り扱っている汎用規格にある、特定の試験方法の選択；文書の中で一定数の代替案が提示されている、試験パラメータの特定数値の選択[製品又は材料規格については、C.2.2 c)も適用する]。

- b) 情報を伝達するために選択すべき用語及び記号を定義する文書
- c) 製品又は材料について、その文書には、1 つ又は複数の要求事項が含まれており、適合する製品又は材料が、意図した目的に合致する十分な品質を保証できるだけの十分かつ完全な仕様を規定している

注記 ある目的に対する製品の適切性の定義が不十分な仕様書において呼び方システムを適用した場合、購入者の誤解を招くリスクがきわめて高い。呼び方システムは、ある文書において“選択”の側面だけを周知させることを意図している。したがって、利用者は、目的に対する適切性を確保するのに必要なその他の特性についてもその文書が取り扱っていると想定する恐れがある、

C.2.3 この呼び方のシステムは、自動データ処理を含むあらゆるタイプのコミュニケーションに適している。

C.3 呼び方のシステム

C.3.1 個々の呼び方は、“記述ブロック”と“識別ブロック”で構成される。図 C.1 に、システムを図示する。

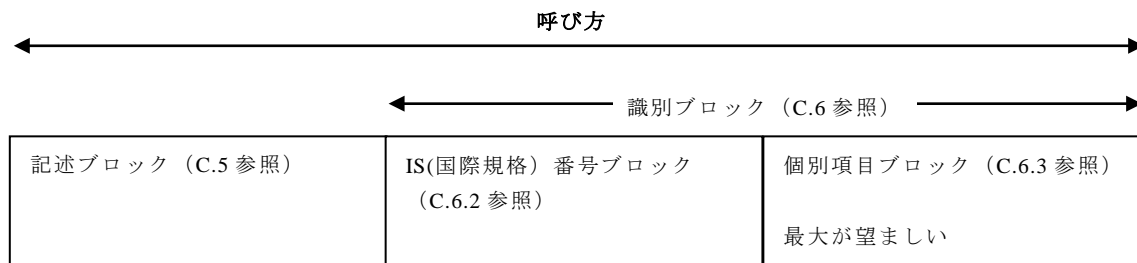


図 C.1 — 呼び方システムの構成

C.7 の例を見よ。

C.3.2 本呼び方システムにおいて、規格番号は、すべての要求特性及びそれらの数値を識別し、IS (国際規格) 番号ブロックの中に入れる。いくつかの数値が割り当てられているこれらの特性の選択値は個別項目ブロックに入れる。それぞれの特性に単一の数値だけしか割り当てていない文書の場合には、呼び方に個別項目ブロックを設ける必要はない。

C.4 記号の使用

C.4.1 呼び方は、文字、数字又は符号による記号で構成しなければならない。

C.4.2 文字を用いる場合は、ローマ字としなければならない。大文字と小文字の間に、意味上の区別を設けてはならない。記述ブロックについては、一般に手書き又は印刷で用いられる小文字を、自動データ処理では大文字に変換してもよい。識別ブロックには、大文字が望ましい。

C.4.3 数字を用いる場合は、アラビア数字としなければならない。

C.4.4 使用が認められる符号は、ハイフン (–)、プラス記号 (+)、斜線 (/)、コンマ (,)、乗法記号 (×) だけとしなければならない。自動データ処理では、乗法記号は文字“X”である。

C.4.5 呼び方においては、読み易くするためにスペースを設けてもよい。ただし、スペースは文字として数えず、また、呼び方を自動データ処理で用いる場合は、このスペースを省略してもよい。

C.5 記述ブロック

委員会は、標準化事項に記述ブロックを割り当てられなければならない。この記述ブロックはできるだけ短くならないと、また標準化事項を最もよく特徴づける文書の主題区分（例：キーワード、文書の国際分類）から採用することが望ましい。文書を参照する場合、記述ブロックの使用は任意である。用いる場合は、IS（国際規格）番号ブロックの前に置かなければならない。

C.6 識別ブロック

C.6.1 一般

識別ブロックは、標準化事項をあいまいさのないように指定できるように構成しなければならない。このブロック構成は、次の二つの連続する文字ブロックによる：

- ・ IS（国際規格）番号ブロック：最大 8 文字で構成（“ISO”又は“IEC”の文字プラス最大 5 個の数字）；
- ・ 個別項目ブロック：最大 18 文字での構成を推奨（数字、文字、符号）。

IS（国際規格）番号ブロックと個別項目ブロックの区分を示すため、個別項目ブロックの最初の記号はハイフン（-）としなければならない。

C.6.2 IS（国際規格）番号ブロック

C.6.2.1 IS（国際規格）番号ブロックはできるだけ短くしなければならない（例：最初の ISO 規格は ISO 1 とする）。機械読取り形式の媒体に記録する場合は、スペース又はゼロを加えてもよい（例：“ISO 1”又は“ISO 00001”）。

C.6.2.2 ある文書が改訂中で、旧版が標準化事項の呼び方の方法を含んでいる場合は、新版で規定する呼び方が、その文書の旧版に従って適用される呼び方と混同されないように注意を払わなければならない。一般に、この要求事項は容易に満たすことができるため、IS（国際規格）番号ブロックに発行年を入れる必要はない。

C.6.2.3 追補又は他の変更文書が発行される場合も同様で、それに従って、標準化項目の呼び方をしかるべく変更しなければならない。

C.6.2.4 文書がいくつかの部で構成されていて、それぞれが個々に参照される場合、該当する部の番号（又は、文書が求める場合はそのコード）を、個別項目ブロックのハイフンの直後に表示しなければならない。

C.6.3 個別項目ブロック

C.6.3.1 個別項目ブロックもまた、できるだけ短くして、呼び方の目的に最もよく合致するように構成されなければならない。

C.6.3.2 指定対象の項目を明確なコードを与えるために、個別項目ブロックをさらに細区分して、コードで表した特定の情報を含むいくつかのデータブロックとしてもよい（C.6.3.3 を見よ）。これらのブロックは、例えば、ハイフンなどの分離記号で、互いに分離されなければならない。これらのデータブロックに含まれるコードの意味は、その位置によって束縛されなければならない。したがって、一つ又は複数のデータブロックは省略してよいが、空白スペースは、省略した各データブロックに関して分離記号で表示しなければならない。

指定										
記述ブロック	識別ブロック									
	熱可塑性物質 (オプション)	ISO規格	個別項目ブロック							
データブロック1			データブロック2			データブロック3	データブロック4	データブロック5		
ポリマー			性能および起点			用途および処理		特性		
種類	添加	充填	防火	再利用	処理	特性				
	16396	PA 6	P	(GF+MD) 25	FR(30)	(R50)	M	A	S14-060	
>部品マーキング<										
いいえ	いいえ	はい		はい			いいえ	いいえ	いいえ	

指定： ISO 16396-PA 6-P,(GF+MD)25FR(30)(R50),MA,S14-060,,
部品マーキング： >PA 6-P-(GF+MD)25FR(30)(R50)<

C.6.3.3 最重要パラメータは、最初に表示されなければならない。平易な言葉による項目（例：“ウール”）だとさらに解説の必要が生じることがあるため、個別項目ブロックの一部としては用いない。このような場合は、コード化された項目に置き換えなければならない。このようなコード化された項目のキーワードは、関連の文書で規定されなければならない。

C.6.3.4 個別項目ブロックでは、文字 I 及び O は、数字の“1”及び“0”と混同される場合があるので避けなければならない。

C.6.3.5 仕様書で必要とするデータを列挙する最も簡易な方法として、多くの数で示される記号の使用が必要な場合、一つの側面のすべての可能性を列挙し、一つ又は複数の文字でコード化する二重コード化を用いてもよい。

例：

“1 500 x 1 000 x 15”は 12 個の文字を含んでいながら、公差さえも規定せずにサイズの側面だけを扱っているにすぎない。二重コード化を使用すると、1 500 x 1 000 x 15 = A、1500 x 2000 x 20 = B となる。

C.6.3.6 二つ以上の文書が一つの製品に言及している場合は、そのうちの一つに（個々の標準化項目の呼び方で構成される）製品の呼び方の規則も規定しなければならない。

C.7 例

例 1

製品：

ISO 656 による、目盛間隔 0,2°C で主目盛が 58°C から 82°C の精密測定用小型密封目盛温度計

呼び方：

温度計 ISO 656-EC-0,2-58-82

この呼び方において、各要素は次の意味を持つ

EC 小型密封目盛温度計

0,2 目盛間隔 = 1 = 0,2°C ;

58-82 主要目盛範囲が 58°C から 82°C

注記 ISO 656 は小型密封目盛温度計だけを取り扱っているため、この呼び方では、“EC”の文字を省略できる。

例 2

製品：

ISO 883 による三角形、逃げ角付、公差等級 G (精密研磨)、呼び寸法 16,5 mm、厚さ 3,18 mm、角の丸み 0,8 mm、丸形切刃用、左勝手及び右勝手両用 (ISO 1832 による呼称)、ISO 513 による適用グループ P 20 のスローアウェイ超硬植刃

呼び方：

スローアウェイ植刃 ISO 883 - TPGN 160308 - EN - P 20

この呼び方において、各要素は次の意味を持つ

- T 形状記号 (三角形) ;
- P 逃げ角記号 (逃げ角は 11°と識別される) ;
- G 公差等級 G (許容差：三角形の高さ $\pm 0,025$ mm、植刃の厚さ $\pm 0,13$ mm) ;
- N 特殊形態記号 (N = 特殊形態でない) ;
- 16 寸法記号 (三角形の呼び寸法 = 16,5 mm) ;
- 03 厚さ記号 (3,18 mm) ;
- 08 角の形態の記号 (角の丸み = 0,8 mm) ;
- E 切刃条件の記号 (丸形切刃) ;
- N 切削方向記号 (左勝手、右勝手両用) ;
- P20 超硬合金適用記号 (鋼、鋳鋼品、可鍛鋳鉄で長い切りくずのものに適用可)

例 3

製品：

ISO 1580 による、ねじ山 M5、呼び長さ 20 mm、部品等級 A、強度区分 4,8 の、すりわり付きなべ頭小ねじ

呼び方：

すりわり付きなべ頭小ねじ ISO 1580 - M5 x - 20 - 4,8

この呼び方は国際規格 ISO 1580 に言及しているが、この IS (国際規格) は、すりわり付きなべ頭小ねじの寸法を固定し、これらのねじの他の特性に関して、他の規格を次のように参照している。

- a) メートルねじの公差に関する国際規格 (ISO 965-2)。この IS (国際規格) も同様に、基準データ (ISO 965-1)、基準山形 (ISO 68)、全体形 (ISO 261)、ねじゲージ検査 (ISO 1502) に関する IS (国際規格) を参照している。呼び方の要素“M5”は、b)に記載してある規格において該当するねじ公差等級が規定されていると仮定した上で、これらの規格のどのデータが指定されたねじに適しているかを定めている。
- b) ねじの寸法及び他の形態の公差に関する国際規格 (ISO 4759-1)。この IS (国際規格) は、はめあい記号 (ISO 286-1)、形状及び位置公差記号 (ISO 1101)、ねじの公差 (ISO 965-3) 及び表面粗さ (ISO 468 他) に関する記号を用いている。当該ねじについては、規格 ISO 1580 において適切な部品等級 (A) が定められている。規格 ISO 1580 では一つの部品等級しか示されていないため、呼び方に部品等級 A と記述すると冗長になるきらいがある。
- c) ファスナの機械的特性に関する国際規格 (ISO 898-1)。この IS (国際規格) も同様に、鋼の引張試験 (ISO 6982)、硬さ試験 (ISO 6506、ISO 6508) 及び衝撃試験 (ISO 83) に関する規格を参照している。呼び方の要素“4,8”は、文書のどのデータが該当するかを判断するのに十分である。

いくつかの IS (国際規格) が関係しているにもかかわらず、問題のねじは比較的短い呼び方で完全に定義されている。

例 4

製品：

可塑化セルローズアセテートにおけるエチルエーテル溶解物質の定量試験、手順 A

定量：

試験方法、セルローズアセテート ISO 1875-A

C.8 国家レベルでの実施

C.8.1 国際的な呼び方のシステムを国家レベルで実施するのは、IS（国際規格）に変更を加えずに国家規格として採用する場合だけに限られる。

C.8.2 IS（国際規格）を国家規格として実施する場合には、国際呼称を変更せずに使用しなければならない。ただし、記述ブロックとIS（国際規格）番号ブロックの間に、国家規格の識別記号を挿入してもよい。

例：

あるねじの国際呼称が、：

“すりわり付きなべ頭小ねじ ISO 1580 - M5 x 20 - 4,8”

であり、VN 4183 が、変更を加えずに採用した ISO 1580 に対応する国家規格の識別記号であるとき、

“すりわり付きなべ頭小ねじ BS 4183 - ISO 1580 - M5 x 20 - 4,8”

とすることができる。

さらに、表示“ÖNORM ISO 1580”が、変更を加えずに採用した ISO 1580 に対応する国家規格の識別記号であるとき、：

“Flackopfschraube mit Schlitz ÖNORM ISO 1580 - M5 x 20 - 4,8”

という、もう一つの国家的な呼称が可能である。

C.8.3 国家規格が当該IS（国際規格）と一致しているなら（ISO/IECガイド21-1を見よ）、その国際規格の識別名にある符号を使用してもよい。個々の項目が国内で標準化されており、その項目が、一致規格ではないがIS（国際規格）の対応規格で規定されている項目と同一である場合には、その特定の項目について、標準化項目の国際呼称を用いることが認められる。

個々の項目が国内で標準化されており、その項目が、対応IS（国際規格）の項目に対応するが同一ではない場合、その標準化項目の国内での呼び方にIS（国際規格）への言及を含めてはならない。

附属書D

(参考)

参考文献及び原案の情報源

D.1 一般的参考文献及び原案の情報源

言語に関する参考資料	<p><i>The Shorter Oxford English Dictionary</i></p> <p><i>The Concise Oxford Dictionary</i></p> <p><i>The Collins Concise English Dictionary</i></p> <p><i>Webster's New World College Dictionary</i></p> <p><i>Chambers Concise Dictionary</i></p> <p><i>Dictionnaire Le Robert</i></p> <p><i>Dictionnaire Larousse</i></p> <p><i>Dictionnaire des difficultés de la langue française</i>, V. Thomas, Larousse</p>
標準化された用語	<p>IEC 60050 (すべての部) , <i>International Electrotechnical Vocabulary</i> (http://www.electropedia.org)</p> <p>ISO/IEC 2382 (すべての部) , <i>Information technology – Vocabulary</i></p> <p>ISO/IEC 17000, <i>Conformity assessment – Vocabulary and general principles</i></p> <p>ISO/IEC Guide 2, <i>Standardization and related activities – General vocabulary</i></p> <p>ISO/IEC Guide 99, <i>International vocabulary of metrology – Basic and general concepts and associated terms (VIM)</i></p> <p>ISO Online browsing platform : http://www.iso.org/obp で入手可能</p>
用語の原則及び手法	<p>ISO 704, <i>Terminology work – Principles and methods</i></p> <p>ISO 10241-1, <i>Terminological entries in standards – Part 1: General requirements and examples of presentation</i></p>
量、単位及びそれらの記号	<p>ISO 80000 (すべての部) , <i>Quantities and units</i></p> <p>IEC 60027 (すべての部) , <i>Letter symbols to be used in electrical technology</i></p> <p>IEC 80000 (すべての部) , <i>Quantities and units</i></p>
略語	<p>ISO 639 (すべての部) , <i>Codes for the representation of names of languages</i></p> <p>ISO 1951, <i>Presentation/representation of entries in dictionaries – Requirements, recommendations and information</i></p> <p>ISO 3166 (すべての部) , <i>Codes for the representation of names of countries and their subdivisions</i></p>
参考文献	<p>ISO 690, <i>Information and documentation – Guidelines for bibliographic references and citations to information resources</i></p>

<p>図面及びダイアグラム</p>	<p>ISO 128 (すべての部) , <i>Technical drawings – General principles of presentation</i> ISO 129 (すべての部) , <i>Technical drawings – Dimensioning</i> ISO 3098 (すべての部) , <i>Technical product documentation – Lettering</i> ISO 6433, <i>Technical drawings – Item references</i> ISO 14405 (すべての部) , <i>Geometrical product specifications (GPS) – Dimensional tolerancing</i> IEC 61082-1, <i>Preparation of documents used in electrotechnology – Part 1: Rules</i> IEC 61175, <i>Industrial systems, installations and equipment and industrial products – Designation of signals</i> IEC 81346 (すべての部) , <i>Industrial systems, installations and equipment and industrial products – Structuring principles and reference designations</i> ISO Resource area : http://www.iso.org/iso/graphics_formats_and_tools.pdf で入手可能 Document preparation in the IEC, IEC : http://www.iec.ch/standardsdev/resources/docpreparation/ で入手可能</p>
<p>専門的文書</p>	<p>IEC 61355-1, <i>Classification and designation of documents for plants, systems and equipment – Part 1: Rules and classification tables</i> IEC 61360 (すべての部) , <i>Standard data element types with associated classification scheme for electric components</i> 個々の ISOTC が作成した専門的文書は、ISO カタログのグループ 01.140.30 Documents in administration, commerce and industry に列挙されている</p>
<p>図記号、案内用図記号、安全標識</p>	<p>ISO 3864 (すべての部) , <i>Graphical symbols – Safety colours and safety signs</i> ISO 7000, Database: <i>Graphical symbols for use on equipment – Index and synopsis</i> ISO 7001, <i>Graphical symbols – Public information symbols</i> ISO 7010, <i>Graphical symbols – Safety colours and safety signs – Safety signs used in workplaces and public areas</i> ISO 9186 (すべての部) , <i>Graphical symbols – Test methods</i> ISO 14617 (すべての部) , <i>Graphical symbols for diagrams</i> ISO 22727, <i>Graphical symbols – Creation and design of public information symbols – Requirements</i> ISO 81714-1, <i>Design of graphical symbols for use in the technical documentation of products – Part 1: Basic rules</i> IEC 60417, <i>Graphical symbols for use on equipment</i> IEC 60617, <i>Graphical symbols for diagrams</i> IEC 80416 (すべての部) , <i>Basic principles for graphical symbols for use on equipment</i> IEC 81714-2, <i>Design of graphical symbols for use in the technical documentation of products – Part 2: Specification for graphical symbols in a computer sensible form, including graphical symbols for a reference library, and requirements for their interchange</i> ISO/IEC Guide 74, <i>Graphical symbols – Technical guidelines for the consideration of consumers' needs</i></p>

D.2 専門的参考文献及び原案の情報源

ISO 及び IEC により発行されたすべての文書との技術的な一貫性を達成するために、各文書の本文は、下記の文書に沿って原案を作成すべきである。下記の基本的な参考資料は、すべてを網羅したものではない。下記のリストに含まれていない主題に関しては、できる限り ISO 及び IEC により発行された文書を参考に記述すべきである。

許容限界、はめあい及び面の特性 寸法の公差方式及び計測の不確実性	Documents developed by ISO/TC 213, <i>Dimensional and geometrical product specifications and verification</i> . (ISO Catalogue を見よ)
標準数	ISO 3, <i>Preferred numbers – Series of preferred numbers</i> ISO 17, <i>Guide to the use of preferred numbers and of series of preferred numbers</i> ISO 497, <i>Guide to the choice of series of preferred numbers and of series containing more rounded values of preferred numbers</i> IEC 60063, <i>Preferred number series for resistors and capacitors</i> IEC Guide 103, <i>Guide on dimensional co-ordination</i>
統計的方法	ISO 3534 (すべての部), <i>Statistics – Vocabulary and symbols</i> ISO/IEC Guide 98-3, <i>Uncertainty of measurement – Part 3: Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995)</i> IEC TC 56 が作成した文書: <i>Dependability</i> (IEC Catalogue を見よ)、及び ISO/TC 69 が作成した文書: <i>Applications of statistical methods</i> (ISO Catalogue を見よ)
環境条件及び関連試験	ISO Guide 64, <i>Guide for addressing environmental issues in product standards</i> IEC Guide 106, <i>Guide for specifying environmental conditions for equipment performance rating</i> IEC TC 104 が作成した文書: <i>Environmental conditions, classification and methods of test</i> (IEC Catalogue を見よ)
健康と安全	ISO/IEC Guide 50, <i>Safety aspects – Guidelines for child safety</i> ISO/IEC Guide 51, <i>Safety aspects – Guidelines for their inclusion in standards</i> IEC Guide 104, <i>The preparation of safety publications and the use of basic safety publications and group safety publications</i>
化学	ISO 78-2, <i>Chemistry – Layouts for standards – Part 2: Methods of chemical analysis</i>
EMC (電磁両立性)	IEC Guide 107, <i>Electromagnetic compatibility – Guide to the drafting of electromagnetic compatibility publications</i>

適合性及び品質	<p>ISO 9000, <i>Quality management systems – Fundamentals and vocabulary</i></p> <p>ISO 9001, <i>Quality management systems – Requirements</i></p> <p>ISO 9004, <i>Managing for the sustained success of an organization – A quality management approach</i></p> <p>ISO/IEC 17050-1, <i>Conformity assessment – Supplier’s declaration of conformity – Part 1: General requirements</i></p> <p>ISO/IEC 17050-2, <i>Conformity assessment – Supplier’s declaration of conformity – Part 2: Supporting documentation</i></p> <p>ISO/IEC Guide 23, <i>Methods of indicating conformity with standards for third-party certification systems</i></p> <p>IEC Guide 102, <i>Electronic components – Specification structures for quality assessment (Qualification approval and capability approval)</i></p>
環境マネジメント	<p>ISO 14040, <i>Environmental management – Life cycle assessment – Principles and framework</i></p> <p>ISO 14044, <i>Environmental management – Life cycle assessment – Requirements and guidelines</i></p>
包装、保護、及び保管	<p>個々の ISOTC が作成した技術文書は、ISO カタログの ICS グループ 55 Packaging and distribution of goods に列挙されている。</p> <p>個々の IECTC が作成した技術文書は、IEC カタログの ICS グループ 55 Packaging and distribution of goods に列挙されている。</p>
消費者問題	<p>ISO/IEC Guide 14, <i>Purchase information on goods and services intended for consumers</i></p> <p>ISO/IEC Guide 37, <i>Instructions for use of products of consumer interest</i></p> <p>ISO/IEC Guide 41, <i>Packaging – Recommendations for addressing consumer needs</i></p> <p>ISO/IEC Guide 46, <i>Comparative testing of consumer products and related services – General principles</i></p> <p>ISO/IEC Guide 74, <i>Graphical symbols – Technical guidelines for the consideration of consumers’ needs</i></p> <p>ISO/IEC Guide 76, <i>Development of service standards – Recommendations for addressing consumer issues</i></p>
国際規格	<p>ISO/IEC Guide 21-1, <i>Regional or national adoption of International Standards and other International Deliverables – Part 1: Adoption of International Standards</i></p> <p>ISO/IEC Guide 21-2, <i>Regional or national adoption of International Standards and other International Deliverables – Part 2: Adoption of International Deliverables other than International Standards</i></p>
アクセス性	<p>ISO/IEC Guide 71, <i>Guide for addressing accessibility in standards</i></p> <p>ISO 17069, <i>Accessible design – Consideration and assistive products for accessible meeting</i></p>
持続可能性	<p>ISO Guide 82, <i>Guidelines for addressing sustainability in standards</i></p> <p>IEC Guide 109, <i>Environmental aspects – Inclusion in electrotechnical product standards</i></p>

[JSA 注]

まえがき k)

International Electrotechnical Vocabulary (IEV)とあるが、IEC Electropedia (IEV Online)とした方が、本文での内容と整合する。

10.3 例 4

URL を記述する際、下線を避けるという記述の例として、(正)にも下線を引いているのはおかしい。なお、本箇条の主旨に則り、和訳文をとおして、URL 参照の下線は付けないようにした。

14.1 例

10.6 にて“this document”という言い方をすると規定されているので、本例は以下の様にする方が適切である。

EXAMPLE This document excludes ...

16.6 図 1

以下の部分は誤りであるとの推定で図部分は訳出した。

- Deprecated term(s)にて、should be used は、should not be used の誤り。
- Domain にて、rangle brackets は、angle brackets の誤り。
- Domain にて、e.i.は i.e.の誤り。
- Source(s)にて、charges は、changes の誤り。

24.1

Notes to entry の参照先の 16.5.6 は、16.5.8 の誤り。

ISO/IEC 専門業務指針第 2 部（第 7 版 2016 年）
英和対訳版

発 行 一般財団法人 日本規格協会
国際標準化ユニット
東京都港区三田 3 丁目 13 番 12 号三田 MT ビル
発行日 2016 年 8 月 XX 日

無断転載禁止 ©ISO/IEC/JSA 2016